

「伊那路」第十一卷一分 別刷

長野県  
伊那市  
御殿場遺跡緊急発掘調査概報

長野県伊那市教育委員会

# 目 次

昭和42年1月

## 御殿場遺跡緊急発掘調査概報

人面付香炉形土器.....	口	絵1
出土の土器12ヶ.....	口	絵2
1. は し が き.....	小林教育長.....	(1)
2. 発掘調査に至るまで.....	吉原社教課長 林 指導主事	(2)
3. 発掘調査の結果.....	太田 保... 子榮 泰正... 友野 良一... 根津 清志	(7)
4. 遺跡発掘状況.....		(18)
5. 所 見.....	藤 沢 宗 平...	(28)
6. 約及び今後の問題.....	林 茂 樹...	(37)

香炉 土器 青

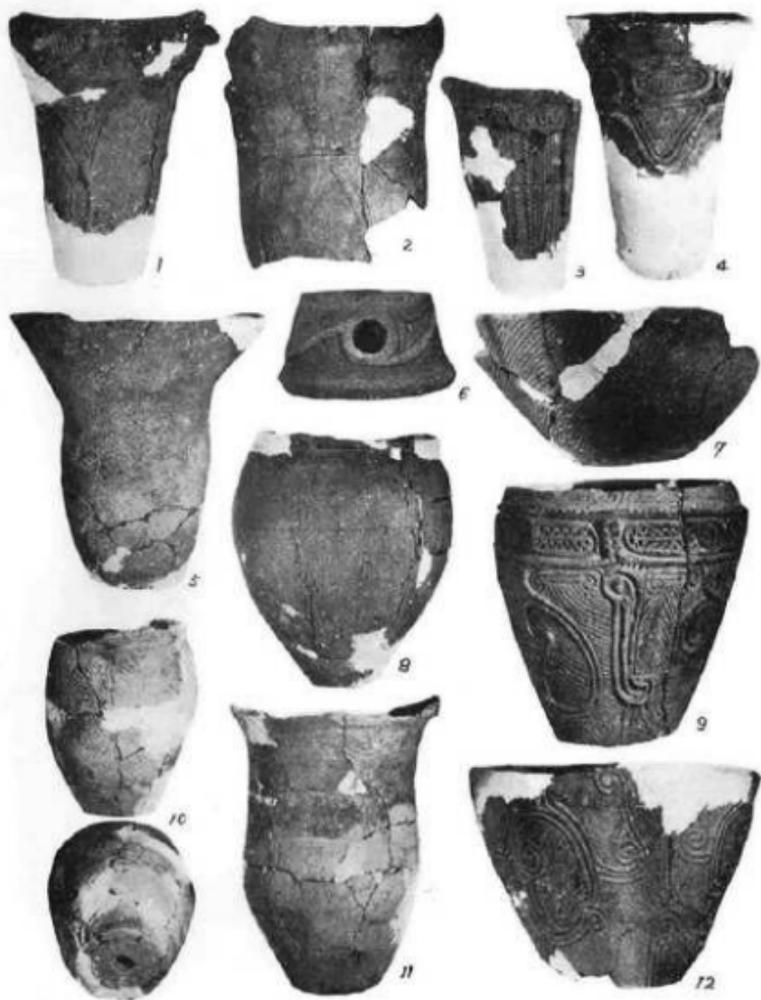


香炉 土器 青



同前 (高さ29.5cm)





- 1 3号トレンチ排水路下北出土高さ26cm  
 2 24トレンチ 高さ25cm    6 4号トレンチ北側7.5cm    10 5号住居址 19.5cm  
 3 6号住居址 21.5cm    7 11号住居址 15.0cm    11 5号住居址30.8cm  
 4 6号住居址 18.3cm    8 23号住居址 26.5cm    12 13号住居址 28.0cm  
 5 5号住居址 25.3cm    9 23・2号住居址30.0cm

## 伊那市御殿場遺跡緊急発掘調査概報

### 伊那市教育委員会

#### 一、 はしがき

上伊那の地域は天竜川を主流として、東西よりそれに流れ込む幾多の支流があり、何れの川にも延々と続く河岸段丘が発達し、そこにはこんこんと湧き出る泉が豊富にある。鳥居電蔵博士によると、ために先史時代より樹木は地域一帯に生い茂り、河岸周辺には草地が広がって、草木豊かな自然であったという。現に辰野町旭籍より伊那市にかけての河岸段丘にそびえ立つ榎の大木は、世代がかわつたとしてもその名残であると説明している。当然ここに鳥獣が果をいとなみ繁殖したことはまちがいない、これら豊富な鳥獣の存在は、当時の人間生活に欠くことのできなかつた食糧を供給し、自然の生活環境は極めて恵まれていた。したがって伊那谷に居を占めた原住民の人口は相当に多かつたと推測できる。今日伊那谷が当時を物語る埋蔵文化財の豊庫であることはいわれなしとしない。伊那市富県地区御殿場遺跡も周辺の地域を含めて、その豊庫の僅かな一部であることはいうまでもない。

御殿場遺跡の存在は早くより専門家によって知られかつ貴重なものとなされ、いつの日かは詳細な学術研究をなさねばならぬ事情にあ

つた。本文に述べられている如くたまたま本年一月同地区土地改良事業がその緒に著き、時を移さず緊急発掘を行なわねばならぬことになったのはむしろ幸のことであった。かくて伊那市教育委員会が主体者となり発掘のための諸般の準備を進め、松本深志高校の藤沢宗平先生、県教育委員会の林茂樹主事、その他地元の研究者の専門的な御指導を得て、本年三月三日より本発掘事業に着手したのである。三月十日発掘日程のまさに終らむとする日、現場にあがつた発掘者達の一躍異様な驚きと喜びの喚声は、本発掘事業の最頂点であり、予期せぬ高貴な発見への抑えがたい感激であった。それこそかの人面付香炉形土器の突に数千年目のこの世への再来であつたからである。全容は見るからに巨大、剛直、莊重、しかも上部にかたどつた顔面のあやしきまでに素朴、柔和な面影は、外部輪郭の大胆な手法による裝飾化、香炉内面の奥深さ、背面のふくらみを持つた豊かな曲線とともに、えもいわれぬ調和の中に深い美の世界をただよわす豪華な芸術品そのものであつた。今さらながら縄文時代伊那人の美的造形の高さに驚嘆するとともに、心にくいまでの至芸を通してあたたかく至純な心の奥をのぞかせてもらうことができるの

であった。この種の個体は全国でも類稀で、かつ完全な形で出土したことは学術的価値が高く充分重要な文化財の内容を備えているといふ(近く申請の予定)。この逸品の発見を最後に縄文中期の(土師時代も含む)実におびただしい大小さまざまな土器、住居址の発見をふくめた十一日間にわたる発掘作業をうち切った。日時さえなお許されれば作業を継続し接続地より貴重な発見のできる期待を充分に持ちながら。しかし開田事業の進行をそのためにこれ以上おくらせることは、当時の事情からして到底でることではなかった。

・ じ来地元御子柴、根津、太田、友野四氏により困難な整理復元作業が日をかけて進められ、一方藤沢、林両先生並びに右四氏により該事業の報告書のとりまとめにかかった。お互に本務を持たれながらの御執筆はまことに容易でなかったのであるが、鋭意筆を進められいよいよ完成を見るに至った。これを上伊那の權威ある研究誌「伊那路」の御厚意により同誌に登載できる運びになったことは喜びにたえない。発掘日誌に見られる如く三月といえども吹く風は寒く、曇天、小雨あるいは雪さえ積る日もあって、ぬかる表土に足元を滑らせながらの作業は必ずしも軽易でなかった。しかしこの大作業を短時日の間に仕上げ、全く予期以上の成果を挙げ得たのは、一にこの事業に携った方々の並々な熱意と御努力によるものでまことに感銘のほかほかはない。緊急発掘について御指導と補助金をいただいた国の文化財保護委員会(主管記念物課)。発掘された関係資

料について基本的な御教示を下された八幡一郎博士並びに大場肇雄博士、発掘責任者として終始御懇切な指導と執筆を賜わった藤沢宗平調査団長、林茂樹指導主宰、財政上絶大な御協力を下さった市当局並びに関係職員、また全体運営に御配慮戴いた調査委員、文化財調査委員の方々、発掘、整理、復元、執筆にあられた御子柴、根津清志、太田保、友野良一の諸氏、さらには積極的に御協力下さった土地改良区織井理事長、地主の埋権九一、伊藤草、橋爪忠雄の三氏、進んで事務所としてお宅を開放して下さいました埋権義一氏、努力提供の地区の方々、教委事務局職員、公民館関係者、高校生、諸種御便宜を与えられた富原小学校その他多くの協力者に対し心より深い敬意と感謝のまことをささげます。

(御殿場遺跡発掘調査委員長 小林重男)

## 二、発掘調査に至るまで

御殿場遺跡の位置は埋権義一氏宅の家号を「御殿場」という如くこの宅地を中心にした一帯を称していたものであるが、この御殿場遺跡は、大正のころから土器の出土が多く、鳥居龍藏博士の現地調査により、厚手派土器の遺跡としてその著「先史及び原史時代の上伊那」に記載されている。それ以後にも出土遺物が多く、山麓よりの中中には祝殿(埋権義一氏)があり、大小二本の石棒が祀られている。この付近一帯は、縄文中期土器破片や打製石斧の散布が今も



発掘地の地番



御殿場遺跡付近図 ○発掘地  
五万分の一

なお多く認められる。昭和二十七年信濃史料第一巻の調査の折、調査員（藤沢宗平）によって富県小学校所蔵遺物が検せられ、縄文式土器（勝坂、加曾利E式類似土器、石鏡、磨製石斧、大形石鹿、石皿、石鏡、弥生式（中島式）土器、有孔磨製石包丁が記載され、長野県埋蔵文化財包蔵地台帳に第二四三六号として登録されている。昭和三十三年以来「上伊那誌歴史編」の調査が行なわれ、縄文中期

の集落址の存在とその土器のもつ特異な形態が再認識され、学術上重要な遺跡として注意されていた。また昭和四十一年一月より伊那市春富土地改良区により、池の窪一帯にわたり、新ら

しく開田事業が実施されることになり、この工事計画の中に御殿場遺跡の一部が含まれるのではないかと、との考え方から文化財保護法第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区總務理事より開田工事施行に伴う遺跡発掘届が昭和四十年十二月二十日文化財保護委員会委員長宛に提出された。これに対し、文化財保護委員会事務局長から總務理事に提出された。「あらかじめ伊那市教育委員会にて工事予定地の調査を実施する計画がありますので調査に協力され、その結果をまわって施工してください」の通知があり、また同日付県教育長あて「記録保存に遺憾のないよう伊那市教育委員会による調査実施方御指導願います」の通知があった。これにより四十一年一月十日付長野県教育長より、土地改良区、理事長宛次の指導通知があった。

「該地籍は周知の遺跡に該当し、工事施行の地域一帯に埋蔵文化財が埋存していることが予想されるので、伊那市教育委員会と密接な連絡を保ち、次の措置を緊急に実施されたい。

〔一〕工事前に表面観察調査を実施し、遺跡の所在箇所を確め、部分的に発掘調査を行い記録保存の措置をとること。

〔二〕該遺跡地以外の工事対象地内に工事中遺跡（遺物）の発見をした場合は法に規定された届を出すこと。

〔三〕発掘調査実施については、学術専門家を担当者として指導を行うこと。



この指導通知にもつき伊那市教育委員会は、県と地元関係者等と連絡したうえ一月十七日午後一時三十分より、富県公民館において「開田事業と埋蔵文化財の取扱いについて」の打合せを開催した。この打合せには、県側より、林茂樹文化財担当指導主事、上伊那教育事務所武井主事、市側より有賀伊那市文化財調査保護委員長（伊那市教育

委員長）田畑清夫、正木一美両同保護委員、吉原社会教育課長、酒井富県公民館長、伊藤同主事、土地改良区より中村康重副理事長と田中克己理事、考古会員として、御子榮、根津の両氏出席のもとで、主として県からの指示事項に対し、土地改良区、並びに市の教育委員会としてのとりに組んで協議された。その結果今後市教育委員会が主体となり、土地改良区が協力して、開田事業施行上で許される期間内に労力の提供が得られれば県の指示による（）の部分的発掘調査を実施することが決まり、努力については赛中休暇中の高校生を中心として、学校へ呼びかけることとなり、その状況によって発掘計画を立てることが申し合わされた。

一月二十日 県教育委員会より、該地の開田工事を四月一杯まで延期できれば、県の主管事業において発掘調査も考えられるが、土地改良区の都合、並びに地元関係者の意向はどうか照会してみたい旨の連絡があり、土地改良区へこの旨を連絡照会した。

一月二十二日 このことについて、地元関係者の意向とともに土地改良区より四月一杯の延期は到底不可能であり、もし延期する場合には、その箇所だけ残すことは工事に支障であつて、土量計算の上から少くとも四〇、五〇町残さなければならないことになり、これが補償費は四十余万円になる旨の付言もあり、ただちにこのことを県に報告し協議を行った。そこで県において、発掘事業に対し、国庫補助の途を考へることを前提とし、その方法が講じられれば伊那市教育委員会の直営事業として、発掘調査を実施することとし、地元関係者並びに土地改良区においては三月十五日を最終期限として工事を該地だけ延長することの承認を得、ここにおいて県、市、地元三者の意見統一が成り、正式に発掘調査の問題に取り進むこととなった。

一月二十五日 文化財保護法第五十七条第一項の規定にもつき遺跡発掘届を県を経て、文化財保護委員会委員長宛に提出した。その大要は、富県北福地池の第七八三六番地より七三九五番地にわたる所在地のうち、約二五町を発掘予定面積とし遺跡遺物の記録保存を目的として、伊那市教育長が、事業の主体者となり、発掘担当者

に松本深志高校、藤沢宗平教諭と県教委、林文化財担当指導事主を依頼し、二月二十日より三月十五日までを発掘の調査期間とするものであり、この届には、春富土地改良区理事長、並びに土地所有者堀橋九一、橋爪忠雄、伊藤草の三氏の土地発掘についての承諾書を添付した。

さて、実際に発掘調査を実施するに必要な組織と、その責任分野につき、「御殿場遺跡発掘調査委員会規程」を定め目的、事務所、事業、組織、委員長、副委員長、会議、調査団、事務局、会計、解散等を明らかにし、主管の調査委員会と直接発掘調査の指導をする学術専門家による調査団とにより進めることになり、二月一日伊那市教育委員会より調査委員会の委員の委嘱を行った。

委嘱した調査員は次の八名であった。

- |      |      |                             |
|------|------|-----------------------------|
| 委員長  | 小林重男 | 伊那市教育長                      |
| 副委員長 | 有賀京一 | 伊那市文化財調査保護委員長<br>(伊那市教育委員長) |
| 委員   | 向山雅重 | 長野県文化財専門委員                  |
| "    | 田畑清美 | 伊那市文化財調査保護委員                |
| "    | 正木一美 | 全                           |
| "    | 酒井一美 | 富県公民館長                      |
| "    | 松沢一美 | 上伊那教育会長                     |
| "    | 織井静夫 | 春富土地改良区理事長                  |

二月十日午後一時より市役所第一委員会室において第一回御殿場遺跡発掘調査委員会を開催し、次の事項について報告並びに協議を行った。

(一)御殿場遺跡発掘に至るまでの経過について

(二)調査委員会規程について

(三)調査団と発掘計画について

協議の結果、目的達成に全力を掲げることとなり、なおこの発掘調査を進めるにあたり、本来ならば調査団員に委嘱して協力を願いたい方々があるが経費の都合で自由参加の形で出席、協力頂ければ有難いとの趣旨を添え発掘内容計画を次の方々に通知することとなった。

- |       |              |
|-------|--------------|
| 小松 康  | 松本市立博物館      |
| 本田 秀明 | 東筑摩郡四賀村会田中学校 |
| 小川 守人 | 箕輪町三日町       |
| 笠原 政市 | 箕輪町木下        |
| 中川 弘見 | 宮田村          |
| 友野 良一 | 全            |
| 永瀬 康明 | 高遠町河内小学校     |
| 根津 清志 | 伊那市春日町       |
- 本日の委員会に出席した者次のとおり。  
小林委員長、有賀副委員長、向山、田畑、正木、酒井、織井の七

委員に事務局より吉原課長。

二月十日 調査委員会の承認もあり、発掘調査団を次の如く編成し本人には委嘱状を、また団員の所属関係の長宛に本遺跡発掘調査計画を添えて発掘期間中、団員の派遣願いをそれぞれ出す。

調査団長 藤沢 宗平 松本深志高校教諭

団員 大田 保 宮田村

〃 御子榮泰正 伊那市中央区

顧問 林 茂樹 県教委、指導主事

二月十九日 午後四時市役所教育委員会事務室において第一回の調査委員会と調査団との合同会議を開催、調査委員会の権限と調査団、事務局との関係につき確認し次のことについて協議を行なう。

(一)発掘の具体的進め方について……発掘計画、作業労力配分、準備設備、備品等

(二)労力確保について……地元を中心にしてこれに高校側が応援する。

(三)トレンチ担当者と人員……現在の調査団のほか友野良一、根津

清志の両氏を新たに団員に委嘱し、調査団を六人編成とする。

その結果作業開始迄の手配と作業着手に際しての直接計画が立ち三月三日より八日までの六日間を発掘期間と定め、これに総力を結集することと請準備の体制に入ることを確認し合った。

本日の会議に出席された関係者次のとおり。

調査委員会……小林、有賀、向山、田畑、正木、酒井、嶋井の各

委員

調査団……林、御子榮の団員

高等学校……北原昌紀教諭(赤穂高校) 堀口貞幸教諭(伊那弥

生ヶ丘高校)

事務局……吉原課長、保坂係長、田中主事

二月二十一日 調査団員に追加の友野・根津両氏に委嘱状を関係の所属長に発掘計画を添え、発掘期間中の派遣願いを出す。また赤穂高校、伊那弥生ヶ丘高校の両校長宛に郷土クラブ委員の派遣と生徒管理の教師派遣願いを出す。

三月二日 発掘に要する諸用具、物品等現地に輸送するとともに富県支所において発掘作業上のことについて、土地改良区関係者、公民館関係者、地元の田畑委員等と打合せ、また富県小学校長に校舍借用等について依頼した。なお本発掘期間中特にお世話下さった御殿場の埋蔵宅に期間中の本部をお願いしたところ快よく承諾していただいた。

今回の調査は、これらの表面採集遺物を中心として予察を支援するために最初のしかも最後の貴重な学術的調査が開始されるのである。この責任は重大であるが、時間、予算ともに乏しい緊急調査であることが全く残念に思われた。

(吉原社会教育課長 林指導主事)

### 三、発掘調査の経過

三月三日(小雨)

作業開始予定であったが、雨天のため中止、地元より作業員が現地に一部集合したが作業は明日からとして連絡、了承してもらう。午前十時より「トレンチ」の区域設定、二十ヶ所を行ない明日からの作業準備をなす。

本日の調査団員 林茂樹、御子榮泰正

事務局及関係者 吉原社教課長、保坂係長竹松(一) 主事、矢沢主事、酒井公民館長、伊藤主事

以上十一名にて区域設定を行ない、十二時三十分終了。

富原小学校南側から表面採集を始める。土師器破片、縄文土器、弥生式土器破片が若干認められるが、ほとんど五、六ヘクタールの土地は、土地造成が終了しているので、明らかに判断がつかないが住居址群の存在が予想される。

この改良区の東側山麓の末端にある六十〜七十メートルの台地突端の平坦部が工事を延期しておいた地帯で、遺物の散布密度の濃い地点である。すでに水路工事が行なわれ、埋樋氏宅前の部分に整穴住居址一基が破壊されていた。

御殿跡の所在するこの台地は、工事を延期した地積(七三八六番地、七三八八番地、七三八九番地、七三九五番地)は、五〇五〜一平方メートルである。

表面採集を行なった結果、この台地上の北側に密度が濃く、南側西側も相当に認められるが、中央部は極めて稀薄であることが判明したので、最も密集した七三九一番地から七三九五番地の地帯に主

力を集中して調査することに決めた。調査期日が六日間で予算も乏しいので、この集積地全体を扱うことは不可能であると考えたからである。

試掘機設定を行なった結果、次のように十四本に杭が打たれた。第一トレンチ、第八トレンチを北部に、第九、第十トレンチを中央部東端に、第二十二、第二十三トレンチを西端に、第二十一トレンチ、第二十四、第二十五トレンチを南西側に設定した。(図参照)

三月四日(曇天) 作業第一日

八時三十分調査委員会、調査団員、事務局関係者現地に集合。伊那市教育委員長(調査委員会副委員長)有賀京一氏のくわ入れ式に続いて林指導主事から作業上の指示があり、調査団員の紹介が行なわれる。

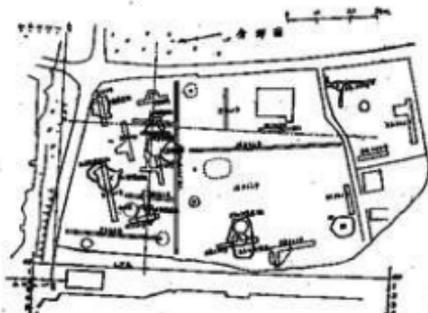
作業は各トレンチ責任者に調査団員があたり、労力を均等に分けて試掘が開始された。九時過ぎ伊那市公民館関係職員(館長・主事)の参加を得て作業能率が上がる。

本日の調査員 有賀京一、小林重男、田畑清美、正木一美、酒井一美

調査団員 林茂樹、太田保、御子榮泰正、友野良一、根津清志  
事務局関係 吉原課長、保坂係長、田中主事

作業員及び参加者(地元十九名及び公民館関係職員十二名) 吉田金剛、池田方治、吉沢圭三、吉沢昌人、田畑宗太、田畑兼資、下島昇治、竹松喜平、牛山権衛、北沢安雄、中原今朝男、埋樋利直、小牧一衛、正木久子、北原あい子、宮下幸一、中村重重、田畑福身、中村孝雄

本日の試掘状況は次のとおりである。(一)はトレンチ主任



一トレンチ(大田保)人夫五人は耕土五〇cmで以下褐色ローム層に連する。中央部深さ三〇cmに配石が認められ、石塊状自然石が倒れ、勝坂式土器破片、三箇体分が配石上に網集した状態で出土した。特殊な遺構と思われる。

第二トレンチ(御子榮泰正)人夫四人は堅穴址の一部が検出された。深さは六〇cmで純黒色土層が充填している。

北側床面に近く、土師器、

第三トレンチ(御子榮泰正)人夫四名西側に堅穴住居址の一部が認められ、床面の深さ六〇センチで勝坂式土器片、石弁等が網集して出土する。

第四トレンチ(太田保)、人夫四名表土黒色土層は深さ四〇センチでローム層に連する。南端に小形土偶の首節が検出され、堅穴址の一部が認められる。西部から、縄文中期初頭土器二箇体分の破片が深さ四〇センチに出土し、つづいて堅穴址と思われるおちこみ部分から勝坂式土器片が出土する。トレンチに直角に支溝七メートルを設定する。この北部深さ四〇センチに若干の配石遺構が認められ縄文土器々台(勝坂式)が出土した。このトレンチは一面に土器破

片(勝坂式)が散乱状態で検出された。

第五トレンチ(友野良一)、人夫三名台地北側のこのトレンチは黒色土厚く、中央部に堅穴址らしいおちこみが出土する。黒色土の自然推積の厚さ約三〇センチで堅穴址は、深さ七〇センチで明瞭に区別された。縄文土器破片(加曾利E式類似)が多く出土する。この東部に幅三〇センチの溝状のものがローム層内に認められた。

第六トレンチ(友野良一)、人夫四名台地の突端に近いこのトレンチは住居址の存在が予想された。果して中央部におちこみ部分があり、堅穴址が確認された。表土から深さ六〇センチ、南部の自然推積は三五センチである。縄文式土器(中期初頭および勝坂式土器)多数が含まれていた。

第七トレンチ(御子榮泰正)、人夫六名台地の最西突端部層位確認のために設定されたこのトレンチは特に長く二〇mであるが、黒色土の深さは、厚さ三〇センチで比較的薄い。南部から若干の縄文土器破片が出土したほか、無遺物層が多い。中央部を縦断するローム面下深さ三〇センチ、幅五〇センチの溝状遺構が検出され、内部から縄文土器(勝坂式)細片が出土した。

第八トレンチ(太田保)、人夫五名午後になり、第六トレンチと第四トレンチの間に南北方向の溝を入れる。中央部にかなり広いおちこみがあり、堅穴址と思われる。縄文土器(加曾利E式)破片が多数に含まれている。

第九トレンチ(林茂樹)、人夫八名午後になり、埋蔵良二氏宅の北側に東西方向長さ一五mの本トレンチを設定した。かつて大正年代に、発掘有孔銅付土器および円筒型土器を出土したといわれる地点である。中央部から深さ六〇センチのおちこみ部があり、加曾利



第5図 発掘調査状況

E式土器を多量に出土した。一部〇〇の結果、竪穴並柱穴

が出土し、竪穴並と認められる。四部に深さ四〇センチの小ピットがあり、勝坂式土器片を出土した。

第十トレンチ（根津清志）

人夫十名第九トレンチと直角方向に、前記埋橋氏宅南側に長さ十二メートルのトレンチを設定した。土層は自然状態で黒色土層三〇cm以下ローム層となる。南部に近く、深さ六〇

センチのおちこみを発見したが、瀬戸物が多く出土し、こみすて穴の埋没したものと判定した。北部黒色土層中より、打製石斧一、土器小片二を出土したのみである。

第十一トレンチ（獅子楽泰正）、人夫六名第一トレンチの西側に平行に設定した長さ一三メートルのトレンチで黒色土層厚さ四〇センチでローム面に達する。中央部と北部のローム面に配石遺構がそれぞれ認められ、勝坂式、加曾利E式類似の大型土器破片多数が出土した。竪穴並の存在を示すものと思われた。

第十二トレンチ（太田保）人夫六名・第十一トレンチの西側に並行して設定したトレンチで長さ約一〇メートル。黒色土層は三〇センチでローム面に達するが中央部は四〇センチでやや低い。黒色土

層中に、炭化物が多量に認められる。禾本科植物の炭化物推積と思われる。

第二十一トレンチ（根津清志）人夫六名・台地の中央部東端に設けられた長さ一五メートルの試掘溝である。黒色土層は意外に厚く、厚さ四〇センチから四五センチメートル。石斧一、勝坂式土器二片が出土したのみで遺構らしいものは認められなかった。

第二十二トレンチ（根津清志）人夫六名・中央部西端に設けられた本トレンチは、黒色土層厚さ四〇センチでローム層となるが、下部に黒土が多量にあり、勝坂式、加曾利E式土器片、焼けた土が多量に出土した。

第二十三トレンチ（根津清志）人夫六名・台地の中央部北よりに設けられた長さ一〇メートルのトレンチである。黒色土層は南部で深さ四〇センチ、中央部で深さ三〇センチでローム面に達する。南部におちこみ部分が検出され、勝坂式土器片、群が出土した。

三月五日（晴天）作業第二日

昨日に引続きトレンチ作業実施す。午後二時調査団長藤沢宗平先生到着し午後三時より団長を中心に調査団員会議が開催される。その結果、本発掘の地域設定を定め、本発掘に着手する。（五ヶ所）一方、市工務課により平板測量の地形図の作成が始まった。夕刻までに六号住居跡、二三号住居跡等が発見されるとともに、カナ、ツボ類が各住居毎に発見される。

本日の調査委員 田畑清美、正木一美

調査団員 藤沢宗平、林茂樹、太田保、獅子楽泰正、友野良一

根津清志

市文化財委員 細田義一、松沢新石二門、辰野伝爾

事務局関係者 吉原、保坂、田中、竹松、伊藤(安) 工務課—  
伊沢、酒井河主事

作業員(地元二十九名、赤穂高校生三名)中原今朝男、小牧一衛  
鎌井常三、牛山芳美、牛山一、黒河内きのえ、伊藤一恵、堀橋常  
真、池田方治、尾名高百太郎、吉田金衛、吉沢圭三、下尾茂雄、理  
儀和人、中村孝雄、北沢克彦、田中正男、宮下幸一、牛山権衛、小  
池和人、下島昌二、北沢六馬(半日)、宮崎八千代(半日)、小牧  
肇助、小池伝造、竹松文雄、田畑徳門、吉沢昌人、磨沢淳(半日)  
(高校生) 鈴木架郎、飯島哲朗、小平修一。

昨日試掘を開始した各トレンチのうち、第二、第四、第五、第六  
第二十三の各トレンチの状況が特に顕著であり、遺物の存在が予想  
されるので、ここに調査員を集中して発掘をすすめる。

第二トレンチからは土師式の竪穴住居址が検出され、「石且かま  
ど」が検出され、土師器碗、鉄製鎌等が出土した。二号住居址と命  
名する。

第五号トレンチ東部から縄文(加曾利E式)に属すると思われる  
竪穴住居址がしだいに姿を明らかにしてくる。第五号住居址と命名  
する。

第六号トレンチから縄文(勝取式)期竪穴住居址が検出される。  
六号住居址と命名する。

第二十三トレンチからは、床面に接して、埋蓋が検出され、床面  
遺跡の結果、竪穴、柱穴が明らかにされたので二十三号住居址とす  
る。

第四トレンチを北方に延長して調査した結果、ローム内に東西方  
向に、溝状の遺構を検出する。勝板式土器、石器を多量に出土し

た。現況、長さ六m、巾一m、深さ一、二mのV字状の溝であつ  
た。

第十三トレンチ、台地の中央部北端より走る農道に沿って長さ  
五〇mの本トレンチを設定した。黒土の堆積層は北部で二〇センチ  
南部で二〇センチであるが、中央部三〇mは六〇センチで広い凹部  
が確認される。土器の出土も多く、勝板式、加曾利E式が顕著であ  
る。あるいは接続した住居址の存在が予想された。各トレンチの調  
査は、以上のように住居址群の存在を明らかにした点、大きな成果  
であった。四時半終了する。

### 三月 六日(曇天) 作業第三日

本発掘続行。昨日に引続き二号、五号、十三号等各住居址発見が  
行なわれ、その全ぼうがしだいに明らかにされ、担当の調査団員は  
団長を中心に専門的調査と記録が入念に始まる。作業員も住居址と  
遺物出土により熱が入り、作業もピッチがあがる。

作業終了後、藤沢調査団長頼泊の藤子屋旅館に調査団員六名の全  
員と小林教育長(調査委員会委員長)及び事務局より吉原課長、保  
坂係長等集合、本日までの遺跡発掘の現況に対する検討と、今後調  
査の進め方について協議を行なう。その結果、作業日程が三月八日  
までの計画であるため、明日より住居跡の記録(実測)をとること  
と、他の住居跡の発掘仕上げに重点を指向すること。又作業労力の  
都合が許せば十一号、十二号、十三号、二十六号トレンチの調査を  
進めることを確認し合った。

本日の調査委員 小林重男、田畑清美、酒井一美

調査団員 藤沢団長、林茂樹、太田保、御子架泰正、友野良一、  
根津清志

事務局関係 吉原、保坂、田中、竹松、伊藤

作業員(地元二十五名、赤穂高校生三十名、他中学高校生三名)

田中正男、宮下幸一、下島昌二、牛山權衛、田畑宗太、吉田金衛、池田方治、竹松文雄、吉沢昌人、中村秀男、小池伝造、牛山初、牛山芳英、橋爪勝夫、中原今朝男、中村孝雄(半日)、藤沢善平、鹿野省三、下尾茂夫、理積和人(半日)、北沢六馬、北沢克彦、伊藤一恵、伊藤喜芳、唐沢淳。

(高校生) 唐沢正弘、平沢保、唐沢保、宮沢多勢子、福沢照子、今井春子、赤羽一生、飯島哲明、松沢進子、林広子、村田利子、小田切みちよ、伊藤安子、高山節子、鈴木榮郎、小田切明、中山しげ子、池上かずみ、宮沢とき子、牧田実、平沢文博、小平修一、平田三枝子、有賀すみえ、高山千代子、宮下修治、遊辺清人、高橋明夫、中村一夫、新井新一、林隆、三沢孝義、小池実

本日の発掘状況を次の通りである。

昨日の発掘をそのままつづける。

第二トレンチ、東南隅付近に青色粘土の生のが塊状となつて発見され、それに接して土の色がやや褐色を増していくように思われ、その付近に周壁らしいものを推定する。さらに、トレンチの東端から約二米西に離れて、床面と思われる堅い層から二五種程厚いて土甕器の坏がつづいて二ヶ発見され、床面と思われる堅い層に鉄製品が出土し、遺物の出土がつづくので、この付近に床面を推定し土師式住居地の存在を確認する。

第三トレンチ、第四トレンチから派生したトレンチのつづきと第三トレンチの西側への延長と交わる付近から第三トレンチの北側に沿つて黒土の落ちこみが発見される。この落ちこみは溝となつて東

西につづき、その凹地の上部は巾約一米、深さ(赤土層に掘り込ん)で三四程、断面はV字形となつている。この溝の東端は第三トレンチの中央部付近で終つていて、その長さは約一五米計測される。側壁に勝板式類似土器が張りついていて、この施設が縄文中期頃にあったことを物語っている。この溝の東端に近いところ、黒土層の上に溝多く、勝板式類似土器の破片も多い。なお、この溝状凹地の北側に勝板式に類する土器破片が多数積集している。さらに、第三トレンチの東半分は中期初頭形式土器の破片若干が出土している。

第四トレンチ、派生するトレンチが分岐する付近から勝板式・加曾利E式土器片が混存している。派生トレンチには中期初頭形式のものないしはその付近のものを主体とし、勝板式類似土器が混在して発見されている。

第五トレンチ、外径一・三―一・四米、内径九〇センチの炉址は、七ヶの自然石が楕円形に並べられ、東側の炉址は住居廃止後に除かれたものと思われ欠けている。炉の中には点々し煉瓦状焼土層がある。

炉端から東方に七〇センチ、さらに北に偏つて壘形土器が倒立して底面を床面とはほぼ水平におき、炉端から南方に七五センチ、さらに西に偏つて同じく加曾利E式類似土器と思われるものが倒立状態で存在している。後者は底部が破壊されているため、底面に一孔があったか否か十分に確かめ得なかつた。

第六トレンチ、約六ヶの細長い自然石が外径五八×五二センチ、内径四〇×三五センチの石圍を作つて炉を形成している。この住居址の東壁から東南壁は、炉端から二層離れたところにあつて、赤土層が約二〇センチの高さに計測され、西壁は十分に確かめられないが、炉端から

約一・五呎離れたところに約一〇呎の赤土層の高まりがあって、これが西壁をなすらしい。北壁は、炉端から約二呎離れたところに赤土層の約一五呎の高まりが認められる。この住居址は、赤土層に一〇ないし二〇呎掘りこんだ程度なので周壁を探すのに困難を感ずる。北側にみられる柱穴らしい小穴は、その付近から加曾利E式類似土器が発見されているから、別な遺構の一部と推定される。

第一三トレンチ、一昨日設定し発掘をすすめた本トレンチは、西端は二五・三〇呎で赤土層に達し、黒土層は西遺跡の西に行くに従い傾斜に沿って薄くなっているように思われる。中央部付近から東に三ヶ所にわたって粗文土器の破片が網集しているのが認められる。最も西の部分とその東の網集している土器片は勝板式類似土器片で、さらに東の部分のものは加曾利E式類似土器片である。真中の土の網集している部分を拡げることにして発掘をすすめる。部分的に火熱を受けているらしい。

第三トレンチ、既に発見された直立する土器を縄文中期の竪穴住居内によくみる理髪との推測の下に、トレンチを拡張中に、埋蔵から約二・一呎離れて北側に径一呎、深さ三二呎の竪穴式炉と思われるものを発見する。そこで、この炉を中心に半径約三呎の円形プランの住居を推測し、床面沿いに主柱穴を探すが、思うようになかなか発見出来ない。炉址から西及び北側には適当な柱穴址を探すとが出来ないばかりか、第六トレンチ同様、竪穴の側壁らしいものにも当らず、僅かに、南及び北部に赤土層の高まりがみられるので、それを側壁と推測した程度であった。そのうちに、炉址から東三呎のところ別の竪穴式炉と思われるものがあって、二つの住居が一部重なり合うような形で存在しているのを知る。いうまでもな

く、東側にも周壁らしいものは探しえなかった。最初に発見した竪穴式炉を中心として住居を考えた場合、結局、二つの住居が重なったためにその接触ないし交わる部分の地山は両側から削りとられて平地化してしまったと考えるより外に説明しようがない。

第二三号の一址の場合、柱穴址と床面のつづきを追うことによって、その規模を推定するより外に道がないことを知る。炉址の中心から埋蔵の外側までの距離二・八五呎、炉址の中心と柱穴P・Iの外側までの距離三呎、炉址は、この竪穴住居址の中心というふうに考えるよりは、北ないし西に傾るのではないかと推測の下に柱穴の配列を考えると、炉址の中心とP・14の外側の距離二・一呎、P・19（或は東側隣のP・1なら三・一五呎）との距離二・四呎が計測される。この四点を結ぶと、南北五・五呎内外、東北四・五呎内外の楕円形のプランが推定される。主柱の位置は、P・3、P・7、P・11、P・15、P・19などが一つのプランとして、さらにP・14、P・12ないしP・13、P・6、東側隣のP・1などが次のプランとして考えることが出来る。これは、主柱を五本と考えてのことであるが、四本とすればP・15或はP・6を除くことになるのであろうか。いずれにしても、北側と南東側の溝はこの住居址の周溝と考えるべきだろう。

三月 七日(雨天)

早朝より終日雨天のため、本発掘作業中止す。藤沢団長、友野団員指導のもとに埋蔵土土蔵前に山と積まれた出土遺物(土器、石器類等)の水洗いとトレンチ別の遺物整理を行なう。

本日の調査委員 有賀京一

本日の調査団員 藤沢宗平、友野良一

事務局 吉原、保坂

作業員(四名、内女三) 橋爪たき子、堀橋かつ子、橋爪房子、埋  
掘男一

なお、林指導主事は本朝、県へ帰庁、藤沢団長学校の都合で午後  
六時のミズ急行バスにて帰松す。

三月 八日(雨・雪)

昨日に引続き悪天候により発掘作業不能、日程が本日までとなっ  
ている関係で、土地改良区に日程の延期について要請。その結果、  
十一日までの延期を承諾される。

一方、遺物の整理を昨日に引続き実施し、夕刻までに、六日まで  
に出土したものの全部水洗いを完了する。「トレンチ」別、住居址別  
にそれぞれ整理完了する。

本日の調査委員 調査団員の出席なし。

事務局 吉原、保坂、田中

作業員(五名、内女三) 橋爪たき子、橋爪房子、堀橋かつ子、埋  
掘男一、埋掘義一

なお、本日を作業の最終日として伊那市文化財委員が出席の予定  
になっていたので次の委員が現地にもみえたが雨天のため見学にとど  
まる。細田義一、松沢新右衛門、唐沢巖、三沢久男

三月 九日(晴) 作業第四日

昨日の降雪二、五センチあり、条件は悪いが日程の都合上、天候回復  
をまち作業再開す。除雪作業と本発掘の仕上げ、一部友野団員指導  
による住居跡の実測が始まる。夕刻までに五住居址の大意が調査団  
員によって把握された。藤沢団長、午後四時現地に松本より到着す  
る。

本日の調査委員 小林重男、有賀京一、田畑清美、正木一美、酒  
井一美

本日の調査団員 藤沢宗平、太田保、柳子樂泰正、友野良一、根  
津清志

事務局 吉原、保坂、田中

作業員(地元二十名、赤穂高校生四名) 吉田金喬、中村きよ子

下尾茂雄、小牧聖治、中村秀男、板井明、小牧泰助、小牧良人、池  
田方治、田畑福身、橋爪静夫、酒井義祐、埋掘男一、田畑兼吉、吉  
沢昌人、北沢安雄、田中正雄、宮下幸一、北沢沢形、山岸久男  
(高校生) 赤羽一夫、北沢修治、久保千代子、有賀すみえ

本日の発掘状況は次のとおりである。

第二トレンチ、天候で二日間発掘を中止していた本トレンチの全  
貌を明らかにするため、トレンチの北側を清掃して北壁を探し当て  
これに沿って調査をすすめているところで、カマドを発見する。カ  
マドの主体部は破壊し、壁かに両側壁を残すのみであるが、その両  
側壁の外側の巾は八〇センチ、東行は焼土面から標高付迄までで一  
・五メートル、焼土面の前面の青色粘土の小塊があるところから計  
測すれば二メートルとなる。カマドの側壁は小塊を骨組みにして粘  
土で固めたと思われる。カマドから少し離れて、径一六〇三〇セン  
チ、深さ四六センチ柱穴址らしものを発掘した外、その付近には  
柱穴らしものは見当らず、東壁も確認出来ずに終わった。結局、壱  
穴住居址の北壁の一部とカマド及びその周辺の床面を確認したにと  
どまった。

第五トレンチ、既に調査された住居址の東北(伊端から約二・五  
メートル離れて)にもう一つの石圍い坪出土。この住居址の規模は

小さいらしい。又、二つの石囲い炬を結んだ縁の東側に南北一・二六〇東西一・一一メートル、深さ五五センチ、ほぼ矩形の大ピットが築かれる。南側の壁もようやく露われたが、柱穴ないしピットと思われるものは南側に他の住居址があって、その一部ではないかという疑いもある。東南隅に平板石があつてその下を掘ったところ、加賀利E式類似土器の埋裏がある。なお、炬の西側の床面に頭を出していた自然石は、厚味六センチ、巾九センチ、長さ三四センチ、柱状の自然石であつた。

第一三トレンチ、昨日につづいて発掘をすすめると、南側に埋裏北側に竪穴式炬、両方を結んだ縁の東・西の両側に小さい自然石が集積しているのが認められる。発掘地域を拡張して、炬を中心に四ケの主柱穴を持つ竪穴式住居址を発掘し終る。既に幾度か述べているように、本例も周壁を劇然と確めたとはいえない。東側と南側で赤土の高まりをはつきりと認めた外、北・西の両側では僅かに次第に土の色が変わる状態でも認められたに過ぎない。今回の調査では、中期住居址でよく見られる赤土層に切込んだ劇然とした側壁というものには一度も当らず、これがこの地域における住居の在り方なのである。発掘者にとっては極めて、隔靴搔痒の感を禁じえなかつた。一般に、赤土上層の部分が柔かく且つさばさばしているためと竪穴式住居の赤土層への切込みが少ないために、居住している間ないし崩壊となつてから間もなく側壁が崩れて、床面から側壁へのつづきが角強らずに自然に高まっていく程度にすぎない。結果的には住居のプランは、赤土層内に二〇センチ程度皿形にくぼんだところに黒土が充填した形となる。赤土層の上部が柔かく且つさばさばしている原因は分らないが、山麓の傾斜地という地形にその一つの原因

があつて、そのために当時の地表はプライマリー状態ではなく、風ないし水によつて、二次的な変化を受けたものと思われる。

竪穴の二ケ所の自然石の集積は、南側の二ケの柱穴址上であり、この住居が廢屋となつて後に集積したものらしい。もちろん、人為的なものではあるが、その意図については知る術もない。なお、南側の二ケの主柱穴の間に小柱穴址らしいものが等間隔に二ケ発見され、さらに、その中間に埋裏一ケが発見された。この二ケの小柱穴址を主柱を補う意味の小柱の跡とすれば問題はないが、仮りに、この住居の入口に立てられた柱穴址と考えると、この中間に埋裏があつては、その出入に邪魔となる。又、着し単なる貯蔵のための埋裏とすると、やや側壁から離れすぎて（七五センチ）いるのではないかと思われる。多くの埋裏は側壁に接しているのが普通である、これを住居の出入口に設けられた呪術的施設と考えるのはどうであらうか。

なお、炬の中心から三・一五メートル北に、おそらく、この住居の北側壁外と思われるところに径六五〜六〇センチ、深さ三〇センチの小ピットを発見する。別の住居の施設と思われる。

第二三トレンチ 西側の住居址の西壁を掘り進め、東側の住居址の発掘をすすめる。石囲いの竪穴式炬の東方に自然の平板石（その上にさらに一つの塊状の石を載せる）があつて、その下に加賀利E式類似土器の埋裏が露われる。この住居址は、大体、その輪郭が認められる。炬を中心に四ケの主柱穴があつて、周壁が西側を除いて、ほぼ明確となり、周溝もそれに伴つて大体整つてはいる。なお、炬は竪穴式をなし、南側は上段と下段とに分れて残つてはいるが、他はこれを欠き、北側に一ケ板状石が下段に落ち込んでいる。

西側の住居の側壁は、東側のものとは全く相違して、その痕跡を残さず、僅かに、北側の一部ないし東北側にややそれらしいものがみられた程度である。

第二六トレンチの石囲い炉を発見する。  
約五〇センチの石囲い炉を発見する。

追記、一日で正式調査は終ったが、ブルドーザーが入って地表の様相が変形される際に、調査委員によって、終始注意が払われ、その結果がわかったので、その内容を簡単に加えておきたい。

竪穴住居址は、縄文文化に属するもの四ヶ、土師時代に属するもの一ヶ、さらに縄文土器・石器の類集する地点一ヶ、土師器の出土した地点一ヶが注意された。そのうち判明しているものについて記述しよう。

仮称一号址 遺跡内を埋橋義一氏宅前から西に向う道路の北側一三メートル離れた付近に（第二トレンチの南端の中間付近に）南北一・一〇メートル、東西八三センチ、長方形の石囲い炉が発見され、加曽利E式類似土器が採集された。おそらく、そのころの竪穴住居の存在があったと思われる。

仮称四号址 第一三トレンチの南側、第六号住居址の対称点付近、石囲い炉を中心に半径一・一・五メートルの小内形プランの存在が確認されたが、出土遺物はわかっていない。

仮称五号址 第一三トレンチの南側三メートル、道路から三メートル離れて、第一トレンチの対称点付近、方形石囲い炉址が発見されたが、土器の発見がないため、その時期についてはわからない。

第二〇号址 第七トレンチの南端、第一三トレンチの北側三

メートル離れて石囲い炉址が発見され、勝坂式類似土器（その前半のもの）が石皿を洗えて出土したという。

なお、その炉址の三〇センチ程下層にピットがあって、その中から中期初頭形式の土器が出土したというが、この土器に関しては、第七トレンチの西側に類集しているのが確認されている。

仮称二号址 第一四トレンチの西側、第一三トレンチの近くに、三メートルと四メートル位の竪穴住居址が確認され、その東西両付近に平板石四枚が出土した。その付近から土師器が発見されたというので、その頃の竪穴住居址だろう。その平面プランは、おそらく、長方形だろうと思われる。

なお、第二三トレンチ付近にも土師器の破片が出土したという。

この外に、第二五トレンチと第二六トレンチの中間付近から勝坂式類似土器の前半のもの、加曽利E式類似土器の古いものなどが石皿を洗じて採集していたという。

三月十日（晴）作業第五日（最終日）  
（藤沢宗平、林茂樹、吉原謙長）

本発掘五ヶ所完了と実測を午前中より開始。なお、作業労力の都合によりトレンチの追加作業と本発掘の一部追加作業を実施。ここにおいて住居址一二号、一一号の発見と貴重な柱の焼けた炭化物及び香炉型土器が完全な姿で出土した。夕刻、これら土器類の取り上げと収納、梱包を行ない、本発掘の全作業を名残り惜しみつつ終了する。

作業終了後、埋橋氏宅庭において調査委員会、調査団、事務局との合同打合せを行ない、今後の整理方法を検討する。その結果、先

出土土遺物の整理を行ない、その上で報告書作成についての具体的なことがらについて協議することとなった。

なお、この発掘調査が予想外に成果があり、貴重な古代の遺物としての出土品があり、是非遺跡を開田工事せず保存したいということが市、地元より一致して盛り上り、市の総務課長、消防署長等所管事項調査を含め、現地の見字あり。

本日の調査団員 藤沢団長、太田、御子柴、友野（P三時迄）根津団員

調査委員 小林重男、有賀京一、正木一美、田畑清美、酒井一美 向山勲重

事務局 吉原、保坂、田中、白鳥、橋爪、埋橋伊藤（安） 市文化財委員 松沢新右衛門、池上栄、飯島直衛、唐沢巖

作業員（地元二十一名、赤穂・弥生ヶ丘高校生三十一名） 橋爪勝夫、埋橋男一、宮下幸一、北沢克彦、登内昭和、中村秀雄、桜井明酒井義祐、中村謙雄、酒井今朝治、下尾茂雄、埋橋和子、中村きよ子埋橋二三子、田中正雄吉沢昌人埋橋利直、唐沢正、中村昌二、埋橋よつ子、橋爪朋子

（高校生）唐沢保、北沢修治、早出実、小平修一、赤羽一生、小池実、城宮博、鈴木紫郎、北沢克己、飯島晋朗、小田切明、平沢文博三沢孝義、久保田千代子、埋橋久子、埋橋みな、松浦良子、北沢やす子、白鳥祥子、田畑道子、鹿野あけみ、桜井久子、桜井啓子、田畑実佐枝、伊藤隆志子、中村まり子、山崎祥子、小牧京子、中村幸子、酒井千尋、桜井治子

本日の発掘状況は次のとおりである。

第一一トレンチ 第一日目に本トレンチ、東北隅、赤土層内

に平板な自然石が発見され（地表下五二センチ）、中央部から北にはずれて地表下五〇センチに自然石の配石がみられ、東側に小ピットが確認されていたが、九日になって、再び発掘がはじめられ、石組の炉址をトレンチの北側に発掘した。約九ヶの自然石で楕円形に囲み、外側は七五×七七センチ、内側は四五×四七センチが計測される。なお、南側には不規則なピットが発見されたが、炉址との関係ないし炉中心の住居の規模、内容は追求出来ずに終わった。

第二トレンチ 第一号址の輪郭を知るためと、第二トレンチの東側に木炭が細片ながら多く出土することに疑問を持ち、第一トレンチを西に拡張し、第二トレンチを東に拡張して発掘をすすめる。その発掘状況については、別稿太田氏の記述があるのでこれを参考にしていただきたい。

ただ、第二号址そのものの調査には余りふれていないので一筆加えたい。最初、黒土層中にあると思われた裝飾付香炉型土器は、完全なままで発掘しようとしているうちに、赤土層上に直接横たわっていることが明らかとなり、而も、この土器に接して柱穴（径二三～二五センチ、深さ五〇センチ）と思われるものが出土し、さらに、その北に穴の中心から穴の中心まで一、六五メートル離れたところに柱穴らしい小穴が発見される。この柱穴址と思われる小穴は、径二二×二〇センチ、深さ五〇センチを計測したが、注意すべきことは、この柱穴址には炭化した木柱の一部（径二〇センチ、高さ八センチ）が残っていたことである。なお、この木柱の残っていた状態から察すると、柱を立てるための小穴は柱と殆んど変らぬ太さに垂直に掘られていて、その巧みに驚く程であった。

その後、発掘は西側にすすめられ、炭化した木柱の残った柱穴址

から西に一・五メートル、石圍いの炉の東端が露われた。自然石五ヶ(うち一ヶは火熱のために割れる)でもって外径七五センチ、内径四九・四五センチの石圍い炉を作り、さらに、この炉址から南西二メートルの地点に、四五×三八センチ、深さ五七センチの柱穴址が調査された。この柱穴址は、最初発見の柱穴址の西、柱穴の中心から中心までの距離一・九メートルが計測された。なお、炉址から西北に六五センチのところに、径四七・三七センチ、深さ二〇センチの柱穴址の存在が確認された。この住居址は、石圍いの炉と柱穴址四ヶを発見しただけに止まった。水田化の仕事が延期は延期を重ねてここまで来たことを思えば、仕方ないことである。

なお、第一・第二号址の関係は、炉と炉の間隔が三メートル離れているにすぎないので、確かながら交わるものと考えられ、而も、両者の床面と床面の差は一〇〜一五センチであった。第一二号址の東南限の状況では、太田氏がいわれる理由も合せて、第一二号址は第一一号址を切つて作られたものであろう。

香炉型土器の出土は、全く思いがけないもので、その発掘の喜びは太田氏のいうとおりであったが、第五、第三号の一などのように、宗教的遺址ではないかと思われる竪穴住居址(或は建造址)から発見されないで、何の変哲もない第一二号址に発見されたことは甚だしい皮肉だといわねばならない。然し、火災に遭つた住居の床面に直接されて残っていたのは何故だろう。このことについては、太田氏のいうように、いろいろと推測されるが、結局、第一二号址内にあって、火災に遭つたものであろう。ただ、宛形に近い特殊土器がその瓦紋に備かに残を残したままで何故に床面に放置されていたのであろう。丹精をこめて、而も、何か精神的意図を含めて製作

されたものであろうに、何んの惜しみもなく、顔面など全く無垢のまま、住居内に埋没させてしまったその精神的状況は測り難いものがある。縄文時代人が、自らはいうまでもなく、他のいろいろな動物の姿を写すことは、その早期のころから行なわれており、幾多の遺物も残っているが、縄文土器の器形の一部に人間の顔を写したこの作品は、今後、いろいろな作品が出土するであろうが、種にみる一つの傑作と考えてもよいだろう。

### 三月十一日(晴)

九日以降において出土した遺物の水洗い、整理作業を実施のかたわら、七日、八日に整理した遺物を市の車で全部上伊那図書館四階資料室に運搬、収納する。現地においては市工務課職員により住居址の突調仕上げ作業が行なわれる。事務局にて作業に使用した器具其の他、机、椅子、

観察天幕等搬取する。藤沢園長、本朝八時のミスズ急行にて帰松する。

本日の調査委員、団員の出席なし。

事務局 保坂、田中、白鳥  
伊藤(安)  
作業員(三名) 堀橋義一、

堀橋かつ子、堀橋二三子



## 六 四、遺跡発掘状況

### 1 第二号窯穴住居址

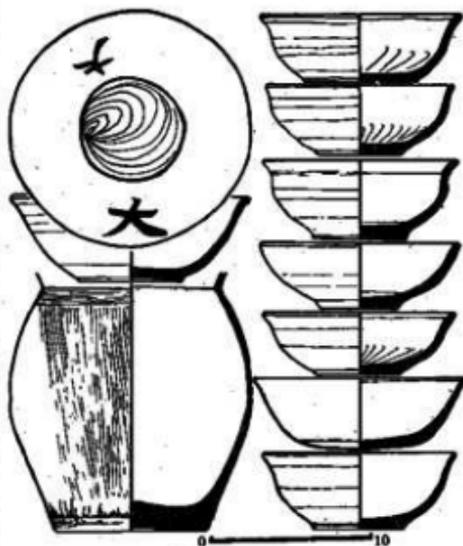
第二トレンチは、御殿場遺跡の東北部を調査するため、高島谷観光道路と平行に、東西二〇メートル、幅二メートルのトレンチを設定。

第二トレンチは、発掘調査第一日より、獅子楽調査員が中心となつて発掘を進め、トレンチ東側より、土師式遺物と鉄片が出土したことから土師時代の住居址の存在がほぼ確認され、三月五日より行なつた本発掘調査に、太田が中心になつて発掘を行ない、三月十日までかかった。

この地点は黒土層が深く、トレンチ西側では一・五メートル位でも地層は変化しなく、そのため桑の根が一メートル以下でも直径二センチ以上あるものが多かった。この黒土層中に平安時代住居址があり、それに天候は雨と雪に見舞われ、そのあと寒波で霜柱が遺跡一面を銀色として、変化の少ない床面と壁面の保存をわからなくしてしまつた。

住居址の周壁について、確實に壁面と決められたのは、甕のある北壁とそれに続く東壁の一部であつた。甕は北壁より住居址の外に煙道を出し、焚口を平盤石を立てて粘土で固め、主体部は四個の石と土器破片を粘土で組合せて作つた。全長一メートル幅五〇センチの

第七図 土師器実測図



普通型なもので、焚口部分と煙道へ上る壁の部分がわずかに焼土が見られた。

住居址内部は床面に粘土を張り付け載せた面積が一・五×一・五メートルの広さで、甕の東側に深さ三五センチのピットがあり、東壁について水瓶形灰釉陶器破片、甕の前より西側、床面ある部分のみかつ土師器の茶碗形土器（第七図）が散在して九個、甕の前と南壁ではないかと思われる地域に青白色の生粘土が、升箕二杯分位が発見した。また鉄線（第八図）が粘土を張りつけた床面が終る

## 2 第五号住居址

この住居址はおそらく南北四・五センチ強、東東四メートルの方  
形に居る。遺物内容からみても平安時代中頃と感ずる、伊勢地  
方に類例の少ない住居址である。

第五号トレンチに見えられた住居址の爲第五号住居址と呼ぶ事に



点地。おそらく西壁に  
なるうと思われるところから発見された。こ  
れは現在農家で使って  
いる「さより」を少し  
厚くした器形の胴部で  
ある。兩側に近く鉄鎌  
の刃部と思われる遺物  
が出土した。これと土  
師時代では非常に珍品  
である。磨製石鎌(圖



第九圖 第五号住居址は、北  
東の床面は第七号住居  
址が切込んでおり、南  
西の壁側は他の堅穴  
穴(未発掘)を埋立てて  
いるらしい。堅穴の大  
きさの確認は、発掘期  
間が少ない為と側壁が  
明瞭でない為苦労した

なった。

が、直径は大体六・五メートルでかなり大きい。炉は円形に近い石  
囲炉で、東側は石の無い処もあるが、約七コ of 自然石を配列して、  
長径一・四メートル、短径一・三メートルの大形炉を形作って  
いる。炉そのものは南側の平板石の面から二〇センチから始まって二  
二センチまで点々と煉瓦状の焼土が現る。さらに堅穴の中心より北  
寄り位置を占めている。床面は炉を境にして二段になっており、  
北床面の方が南床面よりも一五〜二〇センチ高くなっている。炉端  
の石も床面の高い北側の方は石を立てるようになっている。西壁近  
くも高低をつけている。なおこの床面の高低を意味づけるかのよう  
に、東壁近くの高床の端に完形の石皿が伏せて置いてあり、西壁近  
くの高床の端に角棒状の立石があった。出土遺物としてこの住居址

の最も特徴的なのは、床面下に底部に穴をあけた土器を伏せて埋置（図九）してあった事である。

この伏置はこの住居地だけで二個出土した。二個共炉址の中心から約一メートルぐらゐの処に底部を上にして、炉を中心に相對する位置に埋めてあり、炉の西側のものは底部が破損した為に既穴までは確認出来ないが、おそらく穴があいていたものと思われる。底部破損の炉の西側の土器は高さ二五センチ胴部一三センチ底部八センチ口径二二センチと口頸部から急にラッパ状に開いており、器全体に縄文を施してある。他の炉の東側の土器は口径八・五センチ、胴部一四センチ高さは口径部が欠けて不明であるが、口頸部の二条の横帯沈線文迄は一九センチで底部の穴は外側一・九センチ内側一・一センチと磨いたようにあけてある。焼成後に穿孔したらしい。文様は器全体に浅い縄文を施し波状沈線文が等間隔に四帯縦に下っている。底部に穴のあいている例は岩手県豊後郡から出土しているが、いずれも高さ四五センチ・五〇センチと大きなものである。さて五号址からはこの他南西壁近くから朱が小指頭大程出ている。また南壁近くに埋置が一個石蓋の下から出土した。高さ三〇センチ胴部一八センチ底部九センチで、文様は器全体に浅い波線文を施し、口頸部に沈線三帯による渦巻つなぎ文をまわし、胴部も沈線によるH字状懸垂文を施してある。

その他の出土遺物として床面より〇センチ上と思われる深さの東



第10図 住居址複合状況 奥の石組炉址と住居址とが段になっている



さ六〇センチの穴の中から、隙帯上に荒々しい半截竹管による爪形

壘近くから付土器の底部破片が二点（別個体）出土している。この付土器破片がこの五号址と関係あるかどうかは不明である。さらに北東の壁側に径九〇センチ床面からの深



第11図 六号住居址縄文土器出土状況

文を口頸部に四番回し、同文様の三番による懸垂文を施した土器片が出土している。この土器片の一部は七号址より出土しているのでおそらく七号址を切込んだ為、後にこの穴の中に落ち込んだものと思われる。石器としては打石斧が破片共五点、石匙は楕型一、舌楕型一点の計二点、全部砂岩のラフなものである。

(御子柴泰正)

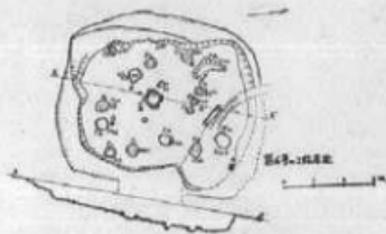
●第六号の住居址

三月四日、八時三〇分より作業を開始した。前日既にトレンチが設定されていたので、各調査団は定められた個所のトレンチに鐵を入れる。第六号の一住居址は、この六号トレンチ内に発見された住



第六号 住居址出土 高さ38cm

居址である。六号トレンチは、分布図にあるように、当遺跡の西端に近く、略々南北に設定されたもので、トレンチの巾は一メートルを原則として、主に地元の人五名によって発掘。表土黒色土層の厚さは二〇〜三〇センチであるが、個所によってはそれ以上の深さのある不規則な層位。この表土内には遺物らしきものは発見出来なかったが、第二層位三〇〜五〇センチからは、縄文中期初頭型式三片、膠坂式土器片数点、加賀利E式土器片十数点を発見、この層の下層部分に達した時、トレンチ南端から北に何って四メートルに、黒色土の落込みが見られたので、これを軸に除土して行く。表土より順次層位的に作業を進め東西三メートル、南北四・五メートル、深さ四五センチの範囲に達した時、日も西の山に没したので本日の作業を終る。



三月五日、前日に引続いて昨日のメンバーと赤穂高等学校の生徒数名が加わり発掘を進める。地表下五〇センチ程に達した時、焼土及び木炭と燧石等多量に堆積されている個所を発見。この個所を更に入念に調査してみると、石圍式の炉址と自然石が集積されている形の遺構であることが確認された。

(図十三) この個所を中心として除土してみると、炉址の水平面より

り約二センチ下に固く踏固められた床面を検出し得た。炉址より東寄りの五〇〜八〇センチの個所に、階段式変形土器、放射線形隆起線文土器(圖十四)及び復元可能のもの三個程が、集中し押し潰された形で発見された。それから床面下にピット三、四、一四、一、五、七と検出、ピットの大きさは四〇〜六〇センチ、深さ四〇センチ内外。本住居址の柱穴と思われるピットはP3、P5、P7、P14である。又他の十個の大小ピットはいかなる遺構か明らかでない。以上の発掘結果より、本住居址は東西四・二メートル、南北四・六メートル、深さ六〇〜七〇センチで、四柱穴址をもつ堅穴式住居址である。当住居址は炉址周辺床面に接した土器勝坂式をもって



第十三圖 第六号住居址

住居址の年代として妥当なものと思われる。

●第六号の二住居址

第六号の一住居址の北に突割図の如く第六号の二の住居址を発見。この住居址は第六号の一住居址を切り込んだという形態ではなく、備かローム厩を二〇センチ離れて作られた住

居址で、或は上段あたりでは第六号の一住居址に食込んだ形であったかも知れない。床面上P13、P12を発見した。

P12の北六〇センチ、床面に接した場所に加曾利B式の壺の破片数片を発見したが、当第六号の二住居址は、時間の関係で、発掘を中止せざるを得なかったのであるが第六号一住居址より時代的には

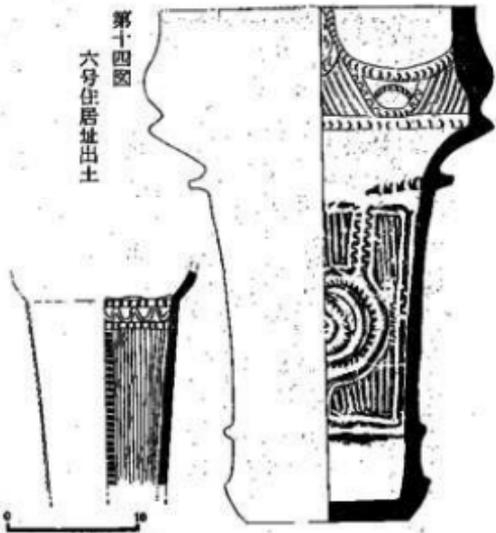
新しい住居址であることは明確である。

(友野 良一)

●十一号址及び十二号住居址

御殿場遺跡の調査に当って、設定された巾一メートル南北の長さ十メートルの十一号トレンチ内に発見された。ローム跡内にあった四個の平板石とロームが蔽きかためられた状態について調査員一両が注意し、本発掘調査最終日に急務発掘調査を行なうことになめ、

第十四図  
六号住居址出土



太田がその調査を担当し、十一号トレンチの両側四メートルを拡張の業の根掘りから始めた。

十一号トレンチは、桑の株間に一メートルの幅に作ったので、両側の桑の木まで約四センチほど間が出来ていた。両側の桑の木を掘り取り、残った土をスコップで二回ほど上げたとき、ガツと音がして土器の文様が立体的となつて極度に発達した大形把手が顔を出した。まわりを少し掘って見ると香炉形土器であるらしい、雷龍りの悪天候に痛みつけられた調査隊員も、今日の晴天は、香炉形土器出現にふさわしい天候に恵まれ連日の疲労も一度にふっ飛ぶ思いで、調査の能率は全体に進行した。



十一号トレンチより東側は蔽かれた状態のロームが水平につづき昨日トレンチ内に発見された配石は、八ヶの石で組んだ内面三〇×四〇センチで焼土がほとんどない石組加地であることから、これを

十一号住居址と命名した。さらにトレンチ内の平板石の下は南北一メートル東西六〇センチ、深さ六〇センチのピットになり、その底部から撈坂式浅形土器が出土した。この住居址内にはこのピットと同形に炉の東南、東北に同一距離にピットがあり、さらに、炉址

と東壁の中間、南北に凡そ三〇×四〇センチの直後、深さ三〇〜五〇センチの五個のピットが等間隔で検出される。十一号住居址は時間切で一部の床面と東壁の一部を確認しただけで、柱穴を充分に決めるまでには至らなかった。

× × × × ×

十一号トレンチ西拡張区は、香炉形土器を境にして、十一号住居址床面層位の深さになるとおびただしい量の炭化物が露われ始め、十一号住居址の南西に位置したピットが香炉形土器に關係した遺構と考えて発掘を進めた。それは一段と低まった床面が拡大し一つの住居址であることが判明した。十一号トレンチより西二メートル、炭と焼土の下に西南、西北側を一枚石、東北面を二個石で組む四八×四八センチ方形の炉址が出土、敲かれた床面に三〇センチ以上も



第17図 炭化した主柱残欠  
C14 測定  
12号住居址土器出土状況



香炉形土器出土状況

ある炭化物、炉址、床面を確認し、それが十二号トレンチ内に入っているところから、十二号住居炉と命名する。

近くに迫っているブルトナーが気になって細い調査は出来ない。ので、香炉形土器出土地区から十一号住居址の接触地区を最も注意して調査を行ない、炉址より西と北側は拡張出来るだけ追求したところ、住居址の炉址より南へ約一・八メートル、床面と水平に円形の主柱の炭化物を発見(図一七)。炭化物は薄く一〜三センチ、直径二五センチ円形である。P1と命名、香炉形土器周辺を清掃にかかると、このP1主柱から三〇センチ東側、住居址の東南東隅、床面があまり固くない所に頭を南に顔をわずか西にむけて俯伏せになっ

た状態で出ました、この土器は高さ三九センチの最頂部に、突った鼻、細く長い目、丸い口、はるかかなたから辛あれと呼びかける顔、香炉をだきかかえる形態と風光りに磨かれた表面は異様である。発見当初の時に心を引きつけられる。発掘者でなければ味わえない感激の一瞬であった。香炉形土器の南東は第十一号住居址の面との差一〇〜一五センチで壁を確認とくに香炉形土器より北側に壁面はつづき、図十七のごとく、P2の柱の炭化物を発見した。柱は径二〇センチ柱穴との上に同一径で厚味五〜一〇センチの柱の炭化したものが載っていた。図十七のようにP2と壁の間に深鉢形土器の削下部を発見した。この付近は特に炭化物が多く、壁から一〇号住居址へ約三〇センチくらい入った所まで赤く焼けていた。このように、炉址から東及び南にあたる柱穴址P1とP2及び床面、壁の炭化物と焼土は、おそらく第一号住居址の炉址から西側へ続いた床面を切つて第一号住居址の廃された後に、第二号住居址が作られたことを証明してよい。

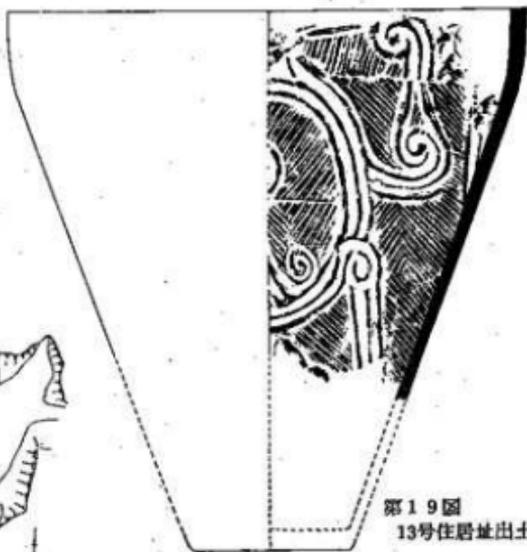
然し、香炉形土器の文様は第一号址の土器とはやや異なるように思われて不思議でならなかった。

第二号址は時間切れで細部の調査は行なわれなまま終了した。

●第二号住居址(図十三)

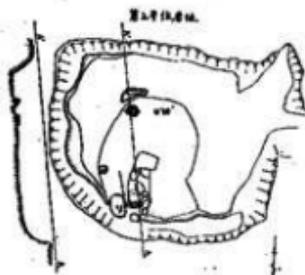
第二号住居址は、トレンチ一三号により発見された住居址であ

(太田 保)



第19図  
13号住居址出土

る。位置は一三号トレンチの略々中央に当る個所である。地表下七〇センチ掘り下げたあたり褐色ローム層に達した。このローム層が或は床面ではないかと考え、その付近を丹念に調べた



ところ、巾一メートルのトレンチ北壁直下に花崗岩の上部平面になつている石を発見。この石の下部を調べてみると壁の口縁部が現われた。これは第三号の一趾に発見された埋塞の例と同じ条件のものではないかと考え一応発掘を中止して、発掘計画を北の部分に拡大する。拡大した黒色土層の部分からは、これという遺物は発見出来なかつたが、表土下黒褐色土層三〇〜五〇センチの層位からは、勝坂式土器片及び加曾利B式片数一〇片、打製石斧三個を発見した。埋塞の発見された場所より北東二メートルの所に、直径一・二メートル程度の広さの炉址を発見。この炉址は、他の住居址と同様石囲炉ではないか、相当長期にわたって使用したもので、深さも三〇センチの下方までよく焼けている。この炉址は最初から石を全く使用しなかつたものか、或は住居址を放棄した時他に持ち去つたのかも知れない。炉址と埋塞との中間西寄りに、大小二六個の自然石が集められた形で発見されたが、これは別に焼けてもいないし加工も施した様子もない集石だった。

これは前述の炉址の石など、住居終末の状態と何等かの関係があるものかも知れない。炉址、埋塞、集石等住居に直接関係のある遺物、遺構が発見されたので、これ等遺構を中心として、逐次床面を清掃して行くと、埋塞より東五〇センチにP4の柱穴を発見。続いてP3、P3より東五〇センチに高さ二〇センチにロームの上下の差のある壁を検出。この壁面を基準にして、北の方向に拡大すると

二・九メートルの個所にP2を検出。及炉址より北西一・六メートルにP6つづいてその近くはP7、炉址より北三・四メートルにP1と順次発見、最後にP5、P8を。こうして本住居址の柱穴と推定されるものは、P2、P3、P7、P6と思われる。住居址のプランは、東西六メートル、南北六・五メートル、深さ九六センチの竪穴住居址である。

遺物、一三号住居址に直属する土器は、床面下に埋置された甕形土器である(図十九)。甕の大きさは直径三九センチ、高さ四〇・七センチ、厚さ一・三センチ、底部を欠くもので、文様は、太い粘土紐で渦巻をモチーフとする施文の中心がおかれる巾広な上半部、粘土紐の垂れさがつた文様を各所に形づくり、その間の地文は波形状の浮線で埋められている文様をもつ甕である。

(友野 良一)

●第三号住居址

三月九・十の両日、調査に参加した二二名と第三号トレンチの発掘調査を行なった。同トレンチは、高島谷に通ずる観光道路に直角をなし、南北三〇メートル、巾二メートルで、その南端に二ヶの住居址を発見し、これを第三号第一及び第二住居址と命名した。本トレンチの深さは五〇センチで、第一層の黒土層は四〇センチ、第二層は褐色土層一〇センチ、以下ローム層につづいている。南に三度の傾斜をもつてローム層直上まで発掘を行なった。遺物の包含

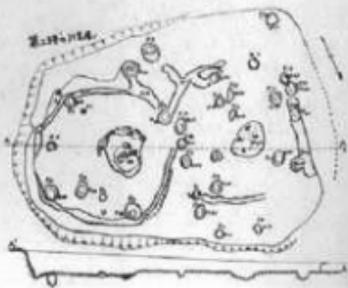


第20図 23号住居址 埋藏

状態は、地表面より三〇センチ付近が一番多く、中期初頭形式より最盛期に至る土器の破片が多数と打製石器類が少数出土した。

第一住居址は、南北の直径五メートル二〇センチ、東西五メートルの円形プランをなし、

床面までの深さは五〇〜六〇センチで、西へ傾斜があり、中央の炉址(図二二)は径四〜五センチの円形で大小合せて、二個の周縁が扁平な河原石が炉の南面とその底部に無造作に放置してあり、炉の深さ二〇センチの中程に段が付いていて、その付近は焼土が少量ではあるが堆積していた。炉は中央よりやや西に偏り、東側にやや広い空間がえられる。柱穴は外周にそって八ヶあり、其の径及び深さは一定ではない、なお、不明なる穴も四個あり、周溝は深さ一〇センチでほぼ現存するも北西で一部不明なところがある。東の



隅の床面上に厚さ二〇センチ、長さ四〇センチの青色砂岩の礎石があり、其の下に口径三・五センチ、器高四・五センチの埋甕が埋められ、その土器は(図二〇)加曾利E式土器に類するもので、色調は黒褐色をなし焼成はよく、胎土には石英の粉末が混入しており、完形品にして其の文様は非常に優美で粘土紐を張付けた懸垂文はあたかも容器を紐でかけ廻して吊っておるかの如き観を呈する。

しかしながら、外見無瑕のこの器形土器も底部がない。底部を欠く埋甕は他に其の例は幾多見得らるるも、多くの場合、破損したものを再度利用したもので、最初から底部を欠いて埋た事は珍らしい。要又壺類の底部の破損状態を数多く調べて見ると解るが、ほとんどが自然破損の時は底部の厚さを残して二番から換れるもので、この埋甕の様に底部の外周の厚みを残して壊れるものはほとんどない。したがって、人為的に底を抜いて何かの目的に使用したものと想われる。甕の内部は粒子の細かい黒土が容積の五分の一程入っており、上部は空であった。この埋甕と炉址の中心部を点とする正三

角形の南頂点の処に上部の破損せる土器。文様は破損せる上部のところに僅かに斜行縄文があり、加曾利E式土器で、器高一〇センチ、底部の径九センチのものが底部の中心に植木鉢のような一センチぐらいの穴があいて床面と同じ位置に備かに東に傾いて伏せてあった。いかなる意味をもつものか全く不明であるが、同地区の他の住居址にも例があり、今後の研究に待つ事多いと思われる。其の他遺物の出土状態は炉址の付近に勝坂式土器片少数及び石器類数点が出土したのみで、土器片は厚手のものが多く、復元は不可能である。

(根津 清志)

## 五、所見

御殿場遺跡の緊急調査終了に当り、直接見聞した事について若干ふれてみたい。

1、今回の調査は、改田事業のために破壊される運命にあった遺跡が幸にも国、県、市当局の行政措置により緊急調査の機会が与えられ、ある程度の調査内容を明らかにしえたばかりでなく、結局、その調査地域半ばが伊那市当局によって買上げられ、遺跡保存がなされることになったことが従来の調査と異なる点である。今後このようなケースは次第に増加するに違いないが、伊那谷では一つのケースであって、よい前例となつて欲しいものである。今日、各種の開発事業に伴つて幾多の遺跡がある場合には不幸にして隅の目



第21図 23号住居址 石組炉址

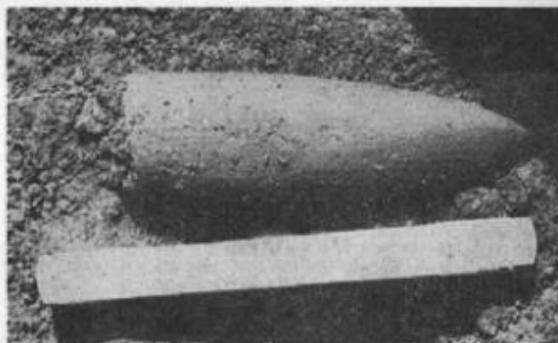
もみずに破壊されていることを耳にするごとに、甚だ残念に思うことがしばしばであるのに、御殿場遺跡がともかく残りえたことは、誠に、慶ばしいことで、春富士地改良区をはじめ地主の方はいうまでもなく、この調査に直接間接に関係した方々に深い敬意を表した

いと思う。

2、この遺跡から縄文、弥生の両時代及び平安時代の遺物が発見されているが(先史及び原始時代の上伊那)、当時の集落とみられるのは縄文時代と平安時代である。就中、縄文時代の遺物は中期初頭のもの、勝坂式土器に類するもの、加曾利E式土器に類するものなどが発見され勝坂式、加曾利E式に属する竪穴住居一三戸が検出

の遺物の集積している地点ないし散布している地点は七ヶ所に及んでいるが、遂に住居址は発見出来なかった。おそらく、調査が及ばなかったのか、この地域以外に求めねばならないかのいづれかであろう。遺物は遺跡の南側と北側に発見、中央部には全然みられなかった。

中期のうちでも、その最盛時は房坂式土器に類するものに求めら



第22圖 23号住居址出土 磨製石杵

されていることから縄文文化の最盛時の集落とがあったことは確実。弥生時代の遺物はその後期のものが断片的であって、集落址の存在は考えることは出来ない。平安時代の住居址と推定されるもの二ヶの存在が確認されたことは、当時の集落址の一部であったというような推測も可能である。

中期初頭土器は、そ

れるが、その土器を主体にしている住居址は四ヶ所出土された。この外に、この時期の遺物が集積ないし散布が発見された地点は七ヶ所に及んでいる。住居址は遺跡の北側に集中し、南側には三地点に集積している。さらに、西側でも若干の出土をみた。遺物は、遺跡の北、西、南側に分布し、中央部付近を欠いているのが注意される。中期末のもの、加賀利E式土器に類するものを主体とする住居址は七ヶ、土器の集積ないし散布しているのが発見された地点は七ヶ所となっており、住居址四ヶは遺跡の北側に、三ヶは西側に発見された。中央部には若干の散布をみたが、住居址ないし、土器の集積する地点はなかった。

後述すをようにブルドーザーで地均し作業を実施した結果からみても、中央部に住居を欠くことは確実で、中央部を広場にし、その周辺に住居が散在していたことが推測される。

なお、住居址(時期不明なもの含む)一五ヶのうち、八ヶ(四組)はお互に接するか交わり、特にそのうち二組はお互に同一時期と推定するものであることは、住居築造の際に前のものを全燃意識しなかったがこういう結果になったのか、前のものを意識してその付近に築造したために重なったなど考えねばならないことがある。仮りに、無意識のうちにもこのような結果になったとすれば、結果として接し又は交わったのは他に別な理由があったのであろうか。殊に、一時期(土器一型式)と思われるものが接し又は交わっている

のは一住居の寿命が短かかったことを物語るものであろう。それは一代限りのものであったのであろうか。

3、竪穴住居址のうち、特に注意すべきものは、第五号址であらう。加曾利E式に属する竪穴住居址は径約六・五メートルの円形プラン、石圍い炉を中心に、その西側に一・一七メートル離れて自然石が立っている。角柱状の自然石は、厚味六センチ、巾九センチ、高さ三四センチで、竪穴の南側のやや低い床面と、北側のやや高い床面の接する付近の床面上に約一三度の傾斜をなしている。

この竪穴内の立石の例は、本部では駒ヶ根市東伊那遺跡のうち、山田竪穴住居址第一号にみられ、竪穴床面のほぼ中央に石圍い炉があつて、その北側に石を敷きつめ、その中央に無頭の小棒が直立し火熱を受けていたという。大場磐雄博士は、火を中心とする信仰の対象物ではないかとされている。【注1】この類例は、南信では、茅野市与助尾根遺跡の第四・第七・第一四・第一五号址。【注2】富士見町藤内遺跡第七号址、同曾利遺跡第七号址、大畑遺跡第六・第八号址。【注3】中信では、東筑摩郡朝日村願久保遺跡第五号址。【注4】北信では、埴科郡戸倉町中田遺跡第一・第二配石址。【注5】同郡坂城町込山C遺跡。【注6】上高井郡山田村坪井遺跡などがある。

南・中信の場合、住居内の床面上に設けられ石壇ないし床面上に直接に立石が立てられているのに、北信の場合、特殊な敷石遺跡に

立石が立てられる傾向があつて、一つの地方色があるように思われる。

なお、立石の伴う例は、東北（青森・岩手・秋田）、関東（神奈川）、中部（静岡・山梨）の諸地方に類例をみるようである。【注7】

この住居址には、この立石の外に、南側壁に接して平板な自然石を蓋石のように載せた加曾利E式の甕形土器があつて、中期後半によくみられる「立石と埋蓋を伴う竪穴住居」という一つの型をみるが、【注8】これに加えて、炉を中心に対称的位置に床面下に伏壁のあることである。

その発見状態については、獅子柴氏の記述をみていただきたいが、その在り方について一言すれば、床面の堅い部分を焼削除去してみなくては、その存在を知ることが出来ない程、おそらく、床面すれすれにその底面がおかれたものと思われる。第三号の二趾で経線したところによれば、床面下にそのような土器があるなどとは最初気づかないでいたのが、床面を幾度か清掃しているうちにようやく発見した程であつて、時によっては見逃がされる場合もあるのではないかと思われる。

二ヶの土器のうち、一ヶは底部が破損しているために確認出来ないが、他の一ヶは底部に焼成後穿孔した孔が一つあいており、この点は第二三号の二趾発見の土器と同様である。

竪穴住居の床面下に埋められた甕形土器、所謂、埋塞の出土例については多く知られているが〔註9〕第五号址の南側塚付近の埋塞と炉端から少し離れた位置にみられる埋塞とはその内容が全く異なっている。

後者は、一般の埋塞と異った別の特徴を持っているが、その特徴は、①は床面に伏せた甕ではなく、床面下に底面を床面とすれすれにして倒立した甕であること、②はその底部に一孔が穿たれていること、③はその土器は完形に近いものから胴下部の一部破片にすぎないものもあって、後者の場合、容器としては役に立たないこと、④は竪穴内にあることなどである。

①の場合については、大場磐雄博士は、平出遺跡発見の口号址の大形甕形土器の場合について、前例についての回顧を試みながら、この例も「或は幼児の遺骸を納めたものではあるまいか。それにしても不思議なことは、それが竪穴内の一隅にあること、特に床面下に埋めてありもしこの竪穴がそのまま使用されたとしたら、常に意識される位置におかれてある点で、或は当時幼児または死産児の遺骸に対しては、大人のそれと全く異った態度で処理し、または特殊な埋葬法を採ったとでも解するより外には途がない。」と述べている。〔註10〕(矢石第一九址でも底部を欠く土器を倒様にして床面と平に埋めてあったという。〔註2〕

然し、今回の例は、平出例と異つて土器の底部に一孔を穿っている

ことである。従つて、次の③の場合について前例を一瞥すると、吉田義昭氏は、岩手県岩手郡御所村(現在栗石町)大字塚、盛岡市浅岸字柿ノ木平などの遺跡出土の縄文土器について、「ここに報告した一二例の土器はいずれも縄文文化中期後半の大形鉢土器で、煮湯用具としてつくられたものである。このような土器を基礎まで掘り下げた地下へ口縁を下にして伏せた状態で埋没し、底面に故意に小円孔を穿孔するなどということは、日常生活上の単なる所業とは思われず、特殊な要葬葬の如きものではなかつたかとも想像される。」と述べている。〔註11〕同氏は、さらに、千葉県東葛飾郡高木村寒風貝塚における滝口宏氏の発見例などを加えられている。ただし、寒風貝塚例は勝坂式土器とのことである。

吉田氏も、底部に穿孔することには疑問を持ちつつ、その意味については別に言及されていない。底部にわざわざ穿孔することを除いては、繫・柿ノ木平両遺跡の場合は同一意図を持っているようである。然し、ここでは、③のことを考慮しながら、土器の底部のことについて、さらに、注意を向けてみたい。

第五号址発見の二ヶの土器は、ほぼ、その器形を窺うことが出来るのに、第二三号の二址出土のものは胴下部から底部にかけての破片であつて、容器として実用的ではない。おそらく、それは何物も容れることが出来ないに違いない程の小形破片である。

この土器は、むしろ、何物かを容れる容器とするよりも、それは

土器の底部に一孔を持つことに意義があつて、容器を主張することよりも底部に一孔があつて、それが容器内と外界を通ずるものであることを主張することに第一義があるように思われる。仮りに、これらの土器が容器そのものとして使用されたものであつたとしても、それは、死体収容の實際的容器ではなく、容器そのものを象徴するものであるようである。

従つて、ここでは、床面下の土器に死体を蔵するという實際的行為の結果として考える余地は殆んどなく、その儀式ないし呪術的行為の現われとして考えてみたいと思ふ。その場合、これらの土器は仮りに、容器としての内容があつたとしても、それは象徴的であつて、むしろ、それに加味して底部に一孔をもつことの方に重要な意味があるように思われるが、その儀式ないし呪術的行為の内容がどんなものかということについては憶測の域を出ない。

土器の底部に一孔を持つことに第一義があるとすれば、土器内に充満しているものを外部に発散させる意味を持ち、これを移して、堅穴内に貯めてあるものを、それはこの堅穴内に生活する者にとつていろいろの場合が考えられるであろうが、外部に発散させる意図の現われではないかなどという憶測がなされるのである。

死体中に存する悪霊の発散を拒否するために屈辱にし、死体の胸に石を抱かしめ或はその頭部に髪を被せる行為とは逆に、住居の中にもこもるものを発散せしめようとする一つの呪術的行為ではないか

と考えられる。

なお、④については、平出口号址の場合は底面下にあつたが、繁・楠ノ木平両遺跡の場合は住居並内か外かわからない。本例は、その点では平出口号址の場合と共通している。さらに、土器の大きさについていえば、平出土例は口径三五センチ、高さ六八センチが計測され、類似土器中最も大型の土器であり、繁・楠ノ木平両遺跡出土例では最大五八・〇センチ（推定）、最小二八・七センチとなつて、いずれも、本例より大形である。

最後に、本例に類するものが他にないかという問題であるが、塞間にして、他に類例を聞いていないので、新しい知見をえたいと思つるとともに、中期末の堅穴住居址の出土例はかなり多いのにその類例が他にないことに不思議な感がある。三例ともにこの遺跡の発見は、偶然的なことなのであろうか。

また、第五号址は、立石・埋壘・床面下伏室など、この時期の特殊施設を一手に備えたばかりでなく、床面にもやや注意すべき点がある。床面のうち、南側が低く北側が高いということである。炉端の側石のうち南側は平らに並べ、北側は縦に並べてあるのは、南側が焚口であるためであらうし、そのため北側の炉端が高くなるのは止むをえないとして、大抵、炉を境に北が高く、南が低いのはどういふ意味であらうか。炉端の側石の構造に基くというだけではなく、高い側は特殊な座を意味するという風にも理解される。南側に

焚口があったとすれば、当然、北側はその家の主人とでもいべきものの庭に違いないが、それが段を異にしている例はどうかであろうか。上下二段の比高は一五〇センチ、その境界付近は漸次高まっている。立石そのものはその境界付近にあった。

なお、立石・床面下伏魔の竪穴内の位置についても、住居内の側壁近くになって、炉端と厨間の中間にあるかのような形をとっている。住居内の生活に邪魔であるばかりでなく、床面に何か敷物が敷かれていたとすれば、敷物は来して伏魔の上を履い、立石の頭を敷物の上にのぞかせていたものであろうか。その辺のことは、今回の調査では確かめることは出来なかつたが、甚だ、不思議なことである。

第五号址に類した住居址に第二三号の二址がある。径四・五メートル、その平面プランは鴉分楕円形をなし、炉はやや西に偏し、第五号址と異つて竪穴式炉で、炉端の側壁には板石を張つてあつたのではないかと思われる。主柱穴は、定形的ではないが四隅にあつて、空間の取り方はよく出来ている。東側壁近くに埋塞があつて、三四×二二×八・五センチと三九×三四×三・五センチの平板石に近い二枚の自然石がその上におかれている。発掘当時の様子が残っているのはやや不自然にみえ、その土器が果して単なる貯蔵のためのものであろうかという疑問がわく。

炉端から八八センチ、柱穴址3から五七センチ（側壁から九五センチ）に床面下に伏魔がある。第五号址と同じく極めて邪魔な位置にある。

第五号址と本址とが同時に存したか否かはわからないが、土器形式は同一であるから、同時ないし極めて接近した時期と考えてよい。若し、両者時期を異にしているとすれば、一集落に、おそらく一つのこのような遺址があつたものと考えられ、仮りに、同時期のものとすれば、一つは一ヶの立石と二ヶの伏魔をもつもの、他の一つは簡略化されて一ヶの伏魔をもつものがあつたということになる。ただ、両竪穴の径には大小の差があつて、前者は大形、後者は小形なのは施設の内容と関係があるのであろうか。

第一三号址は、径約一・三メートル、深さ四四センチの竪穴式炉を中心として東西六メートル、南北六・五メートル、おそらく、平面プラン楕円形の竪穴住居址である。南側に埋塞を持ち、一見、何の委哲もないが、南側に一列に並ぶ小穴と埋塞の配置を見ると、ややわからない点がある。P3とP7は四ヶの主柱穴のうち二ヶと思われ、P4とP5は何んのためであろうか。仮りに、入口の柱だとすれば、貯蔵用と考えられている埋塞との関係が説明出来ない。また埋塞が側壁からやや離れていることも単なる埋塞（第五・第二三号の一・同二）とはその目的を異にした埋塞ではないかという疑問を出すにとどめたい。

4. 【註】 人面付香炉形土器（口縁参照）についてであるが、発掘経過に記されたように、第11号壺穴址と第12号壺穴址の切り合った部分の第12号址の床面柱穴1の北側に似ており、出土土器から見ても中期中葉最終末における特徴を持っていることから第11号址に帰属する土器であるが出土位置が12号址であるところにこの土器の特異性と問題とが含まれている。この香炉形土器のもつ注文様は第11号址出土土器に近く、第12号址とはやや異なるので、両址出土土物の総合的検討を経たのも決定すべき問題である。

ここでは、この土器のもつ形態上の特徴について記しておくたい。基本形は円筒形深鉢の胴部（直径一六センチ、高さ九センチ）の上に三角錐体を呈する主体部（高さ三一センチ、底辺一二五センチ）を形成した形態で総高三九・五センチを測る。主体部は著しく裝飾化されており、正面の頂点には径一二センチの人間が付けられ人面に対して胸部を象る主体部の正面は、円形窓が穿ちその周辺をめぐる直孤文状沈線文の施された器面は研磨され、油煙が全面に附着して黒く滑沢を帯びている。縁辺には両側に五個の円形点列がめぐらされているがその外側縁辺部は、欠きとられている。この土器が使用されている過程で欠きとられていることは、断面に正面と同じ油煙が附着していることからみても確実である、この欠失部にはU字形粘土紐による連続文が着けられていたものと想定したい。背面の頂点は人面の後頭部を表しその周縁はU字形連続文で飾ら

れ、中心部の渦巻状粘土紐は結髪を示すものと思われる。主体部背面は粘土紐によるU字形連続文の縁により左右両面に分けられ、この両面の中央に径六センチの窓があげられこれをめぐる二条の沈線が施されている。正面側の縁辺に沿ってそれぞれ五本の指状溝が着けられ正面窓を支える掌を表現しているかのように見うけられる。背部の稜の首部には、変曲したスプーン状の造形がつけられているが開口した蛇頭を示すものではあるまいか。この稜の下部には環がつけられているが掌状環と合せて、紐をとおしてこの土器を用下するための実用的用途をもつものであらう。

内部は、わずかに煤煙が附着しているのみで、使用による痕跡もしくは附着物はあまり顕著ではない。凸帯U字形連続文の繁縷な注文様は、勝坂式最盛期を過ぎる時期を示していると考えられる。また人面の形態は、勝坂期の土器に着けられた顔面把手そのものであるが、面相は扁平でやや異り特に目は細く、眦が水平で柔和なおもついた様相を呈し、顔面把手のそれが半球状で眦ががつりあがっているのと対象的でさえある。この点も勝坂式最末期の特徴をもつものと思われる。

器形上の類品は、南佐久郡川上村大深山遺跡第15号壺立住居址出土の土器【註11】に求めることができよう。その形態、注文様等はほとんど同じであるが、裝飾表現がおとなしい感が僅かに異なるだけで高さもほとんど等しい。本例は最頂部に人面が特別に付けられて

いるのと、裝飾が立体的である点が相違している。この点勝版期の中で大深山例が先行し、本例がその発展形として造られたものと解することができる。また本例の器形類似のものとしていわゆる吊手土器がある。註、諏訪郡富士見町戸尻三号住居出土のものはその代表的なものであるが、上部裝飾体は細長く、吊手の形状を呈している。藤森栄一氏はその内部の煤状痕跡からラングとして家屋の梁に懸垂されて使用したものであることを説かれている。本例はこの吊手土器に、さまざまな要素が加わって発達したものと見做すことができる。この諸要素は本例を観察することによって推察することができよう。

まず、顔面であるが、前述のように勝版期に栄えた顔面把手土器の顔面と基本形を同じくしている点、この要素が吊手土器に付加されたものと見ることができよう。それは顔面把手土器の出土状態（註14）や形態に見られるマジカルな特殊性などから見て、呪術的要素を主体としたものと考えられる。

次に、正面と背面とを明らかにし、正面側が煤煙で黒色化しているのに対して背面は、全くこの状態が認められない点である。加えて内部の状態は吊手土器に見られるような炭化物の附着は顕著に認められない。これは香炉形土器の機能は吊手土器の照明用とは異り外部の一面から煙をかけられたものであることを物語っている。少くとも実用的なものではなく、象徴的な用具としての要素をもつも

のと推察される。

このことは、正面と背面の造作が対象的であることも関係している。正面は扁平で文様裝飾もおとなしく、背面は、立体的な文様で著しく裝飾化され、その中心の背稜は、蛇頭と蛇身裝飾であり、ここから沈線によって伸びる掌状把手は、正面を支えているかのような形象をもっている。正面が平板柔和で神聖感が満ちているのに対して背面は、立体的、粗剛怪奇で呪術感に満ちているこの違いは、少くとも正面中心を崇拜するものとして製作されたことを物語っている。

吊手土器に加わってくる諸要素とは以上述べたように、顔面把手の盛行、蛇身裝飾の盛行、照明器具の発達等であってそれが火焔崇拜という呪術性によって統一され造形化されたのか本例であると考えられるのである。この火焔崇拜の思想を形成した生活の根元は、果して何であらうか。このような意味で本例のもつ学術上の意味、芸術的な高さは、極めて深奥で優美なものであるということができよう。

次にこの土器の出土状態についてであるが、調査状況に述べられているように、第二号址が第一号址を切って（床面の高低差一〇〜一五センチ）造られた壁と第一号址に属する東南東の主柱穴（P1）の間に位置し、正面を下に横転した状態で出土している。副位関係は、ほとんど床面に近く、明らかに第一二号址に地

属したものと考えられる。また第一一号址と第一二号址の境の、第一二号址の内部は、炭化物が特に多く出土し主柱残痕から見ても、この家屋が火災に遭って崩れおちたことをものがたっており、香炉

形土器の周囲も炭化物が多かったことから見ても第一二号址内に含まれていたことは明らかである。しかし形態にこの様な特徴から見て、勝坂終末期に伴うもので、第一二号址出土の加曾利E期初頭の土器とは、明らかな差をもっており、むしろ第一一号址の勝坂終末期の土器に近いのである。この点はさらに追求されるべき性質のものであり、今後のこの住居址の相互関係の精査をまつて決定されるべきであろうが、その前提として次のようなことを設定しておく必要がある。

①埋没時に一二号址に直属していたものとすれば前代の勝坂終末期から後属する加曾利E初頭期に伝世され、機能上、懸架されていたものが、火災による家屋の崩壊とともに転落してP1の傍らに横転したままだいに埋没した。しかしなぜ完全な尊姿を保っていたのだろうか。

②第一一号址に直属したものとすれば、何らかの理由で本住居址の外側野面に埋納されていたものがより深く掘り下げられた第一二号址が消滅して壁面が自然崩壊するに伴い露出し凹地化した床面近くに、徐々に転落してそのまま自然に埋没した。この場合、外側に何らかの遺構の存在が考えられる。

以上のどちらかであろうが、これを決定するために第二次の調査を得たねばならぬのである。

5. 次に、時代決定の問題であるが、すでに、各種で触れているように縄文時代中期、あるいは、中期初頭、中期終末というのは、時代そのものを意味しているのであって、過去数十年における万余の遺跡調査における層位学的研究や、土器における形態や文様の研究の累積の結果によって確認されてきたものである。

しかし一方では、最近物理的、化学的な分析等によって考究されてきた年代測定技術が発達してきた。特に原子力研究の発達はめざましく物質の炭素放射能を測定することによって絶対年代を明らかにすることが可能になった。このC14測定値の結果についてはすべてが正しいものと認められるに至ってはいないが、縄文時代早、前・中・後・晩期、或は弥生時代の絶対年代計測値は、その年代順の編成については、前にのべた発掘調査によるものと同じ結果ではほぼ正しいものと認められてきつつある。

初段場遺跡第一二号址出土主柱炭化物と、西北三〇〇メートルの位置から出土した貝沼の弥生式住居跡伊址出土の木炭を、学習院大文学部木越研究室に送り、炭素放射能測定を実施した。その結果について、昭和四十一年十二月二日付で測定者木越彦彦氏から次のような報告がもたらされた。

【測定番号】 【測定物名称】 【年代・現時点から何年前を示す】

GR-1028 沼沼遺跡木炭 一七五〇年± 九〇年

これによれば、御殿場遺跡第一二号址は、今から四〇〇〇年前に造られた建築物であることを示している。

長野県の縄文時代遺跡についてC14測定は、始めてのことであり、他の例を多くまたなければ決定できないにしても、他県の例を見るとき、ほぼこの線は妥当であるといえよう。今後の研究のためにも、重要な年代決定の資料を提供されたことを詫びたい。

註1 伊那村文化財保存会「長野県上伊那郡伊那村遺跡―第一次調査報告―」信濃三ノ六別刷

註2 茅野教育委員会「尖石」

註3 宮坂光昭氏「縄文中期における宗教的遺物の推移」信濃一七ノ五

註4 樋口・横山・小松氏「長野県東筑摩郡朝日村熊久保遺跡調査報告(1)」信濃一六ノ四

註5 金子・米山・森島氏「長野県埴科郡戸倉町市田遺跡調査報告」長野県考古学公誌第二号所収

註6 金子・山崎・森島氏「長野県埴科郡坂城町込山C遺跡調査報告」信濃一六ノ二二

註7 註5参照

註8 宮坂光昭氏にも指摘されているように、勝坂式・加曾科E式土器使用の時期に、その壘穴住居内の施設として立石・埋蓋を伴いに、或は土偶を伴うことが屢々で、これらの施設や特殊遺物の存在によって、当時の人達の精神生活の一端を知ることが出来る。

註9 註3或は、宮坂光昭氏「縄文中期勝坂と加曾科E期の差」

古代第四四号、藤森栄一氏外「中期縄文文化の諸様相」長野県考古学会誌第三号所収など参照

註10 平山遺跡調査会「平山」

註11 吉田義昭氏「豊裕と思われる縄文文化中期の土器群」石碓時代第3号所収

註12 大深山遺跡の発掘報告はまだ刊行されていないが、林は大深山遺跡を訪れ、同公民館に収蔵されている香炉形土器を精査し、これをもとに、本例と比較し検討した。

註13 藤森栄一編「井戸尻」昭和40年中央公論美術出版所収中、藤森栄一「井戸尻の縄文土器」。

註14 註13と同じ「井戸尻」所収、中、宮坂光昭「土偶と顔面把手」

註15 この香炉形土器は、「人面付釣手土器」と称するむきもあるが、釣手土器と香炉形土器の差位はその機能によって決められるべきことである。ここでは、出土当初の感じられた形態からこのような名称を与えたに過ぎない。

## 六、要約および今後の問題点

本稿は、発掘調査の経過を通じて観た事項について、とりあえずまとめてみたものであり、本調査の成果と遺跡の正しい性格については、なお詳細な検討を必要とするのである。その結果は、いずれ詳細な報告書として刊行されるはずであるが、ここでは、この報告を要約しよう。

1、御殿場遺跡は、伊那市富原七三八六〜七三九五番地に所在し、天竜川左岸に形成された高位河岸段丘上に立地する縄文時代を主体

とした集落址である。

2、昭和四十一年二月、香葉土地改良区の大規模な改田工事計画地区内におかれ、水田造成工事により破壊されることになったので文化財保護委員会ならびに県教育委員会の指導により、施工前に記録保存の措置がとられ、伊勢市教育委員会が主体となり、国の補助事業として緊急発掘調査を同年三月三日から十日にかけて実施した。

3、発掘調査の結果、面積六〇アール七〇アールの範囲内から總計二五基の住居址が存在したことが明らかにされた。そのうち、住居址の規模、内容まで検出されたもの一〇戸、調査の手が及ばず一部分が調査されたもの一五戸である。

時期別に見れば、縄文時代中期に属するもの二三戸（勝坂期五戸加曾利E期一戸）平安時代に属するもの三戸、時期不明のもの四戸である。

集落の形態は、縄文時代中期の勝坂期に属するものは、台地の北側に密集する傾向をもち、加曾利E期は、台地の周縁をめぐってほぼ馬蹄形に構成される傾向をもつ。なお東部の山腹につづく台地の上には、相当数の住居址が存在するものと考えられ、今同把隠された集落は、その一角に過ぎないと思われる。がそれにして一つの単位を形成していたようである。平安時代（土師器、灰釉陶器を共伴する）住居址と、台地の北部と西部突端にあって散在状態を示している。調査の手の及ばなかったものは残念にも改田工事によってその大部分を壊されてしまったが、住居址の濃密な地帯は、市所有地として買ひあげられ、その中に、木調査遺構相当数を含んでいるので、今後の調査に期待したい。

4、遺物は、中部山岳地帯に繁栄した豪華けんらんな遊形美を誇るかずかずの土器群をはじめ多くの石器、平安時代の土器、金属器であるが特に第一二号址出土の人間面付香形土器はその性格を、あますところなく表明している。

次にこの遺跡に関する今後の問題点について記したい。

一、遺跡の中心部が市の所有地として買ひあげられ、永久的に保存されることになったが、こんご「史跡地」として整備し、都市計画の一環として公園化等を計り、積極的な保護開発が施されることが必要である。そして社会教育・学校教育等に活用してこそ始めて保護行政の実があらがることになる。

二、前述の保護措置の前提として遺跡自体に対する研究調査が必要とならう。その観点はつぎのとおりである。

- 1、集落址の同時的存在の確認と集落形態の把握
- 2、特殊遺構の存在把握と精査
- 3、遺物出土状態の精査と確認
- 4、未発見住居址の確認、特に勝坂期塚穴の確認は極めて重要である。

三、遺物は、復元可能なものが数多くあるがこれらの完全復元作業と、収蔵庫の整備が必要とされる。発掘費用の絶対量が少いため復元作業もでき得ないのでこれらの経費についての配慮と事業を関係当局にお願いしたい。

さらに、正規の学術報告書の刊行が最も要請される。この三点が完成された時、本遺跡の教育的効果、すなわち普及、活用の道がはじめ開けることになるのである。

以上  
(藤沢宗平・林茂樹)

